

第3次さがみはら 男女共同参画プラン（案）

相模原市

目次

第1章 計画策定に当たって

- 1 経緯 - 2 -
- 2 背景 - 2 -
- 3 男女共同参画を取りまく本市の現状と課題..... - 3 -

第2章 計画の基本的な考え方

- 1 目的 - 15 -
- 2 基本理念..... - 15 -
- 3 位置付け..... - 16 -
- 4 計画期間..... - 17 -
- 5 基本方針..... - 17 -
- 6 重点項目..... - 17 -
- 7 計画の体系..... - 19 -

第3章 計画の内容

- 基本方針 あらゆる分野における男女共同参画の推進 - 20 -
- 基本方針 男女共同参画の視点に立った安心な暮らしの実現..... - 23 -
- 基本方針 男女共同参画の実現に向けた意識改革..... - 28 -
- 基本方針 働く働く場における女性の活躍推進【さがみはら女性活躍推進プラン】 - 32 -
- 基本方針 配偶者等に対する暴力の根絶と被害者への支援【さがみはらDV対策プラン】 - 38 -

第4章 計画の推進に当たって

- 1 推進体制..... - 43 -
- 2 点検・評価..... - 44 -

第1章 計画策定に当たって

1 経緯

本市では、男女がともに輝き、自分らしく生きることのできる男女共同参画社会の実現のため、「男女共同参画社会基本法」(平成11年法律第78号)に基づく計画として、平成13年3月に「さがみはら男女共同参画プラン21」(以下「第1次プラン」といいます。)を策定しました。

また、平成16年には、「さがみはら男女共同参画推進条例」(平成16年相模原市条例第1号。以下「条例」といいます。)を制定し、男女共同参画社会の実現のため、条例の理念に基づき、様々な施策に取り組んできました。

平成24年3月には第1次プランの見直しを行い、新たに「第2次さがみはら男女共同参画プラン21」(以下「第2次プラン」といいます。)を策定し、様々な分野にわたり男女共同参画を推進するための施策に取り組んできたところです。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識や性差に関する偏見、働く場における女性の活躍、配偶者等に対する暴力等、多くの課題が依然として存在しています。

こうした中、第2次プランの計画期間が令和元年度に終了しますが、男女共同参画社会の実現に向けた取組は、今後も本市の重要課題であることから、新たに「第3次さがみはら男女共同参画プラン」(以下「本計画」といいます。)を策定します。

2 背景

国では、平成11年に「男女共同参画社会基本法」を制定し、翌年には同法に基づき、男女共同参画社会の形成を促進するための基本的方向や具体的な取組を示す「男女共同参画基本計画」を策定しました。平成27年には「第4次男女共同参画基本計画」が策定され、「あらゆる分野における女性の活躍」、「安全・安心な暮らしの実現」、「男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」、「推進体制の整備・強化」に向けた取組が進められています。

また、平成13年に制定された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(平成13年法律第31号。以下「DV防止法」といいます。)は、平成25年の一部改正において、配偶者からの暴力だけでなく、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力についても適用対象とし、より広い対象範囲での暴力の防止及び被害者の保護を図ることとなりました。

平成27年に制定された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」といいます。)は、女性の採用、登用、能力開発等のための事業主行動計画の策定義務などを定めていますが、令和元年の一部改正において、行動計画を策定する事業主の範囲が拡大されたことによって、働く場における女性のより一層の活躍が推進されることとなりました。

また、平成30年に制定された「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」(平成30年法律第28号)は、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すことなどを基本原則に掲げ、自治体の責務として、実態の調査及び情報の収集、啓発活動、環境整備、人材の育成等を定めています。

一方、国際的には、平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において、17のゴールと169のターゲットからなる「持続可能な開発目標(SDGs:Sustainable Development Goals)」が国際目標として掲げられました。17のゴールの中には、「5 ジェンダー平等を実現しよう」が明記されており、「政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参加及び平等なリーダーシップの機会を確保する」など、様々なジェンダー課題への対応が求められています。

このように、国内外を問わず、性別にかかわらず、全ての個人が互いに人権を尊重し、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が求められています。

3 男女共同参画を取りまく本市の現状と課題

(1) 相模原市の人口動向

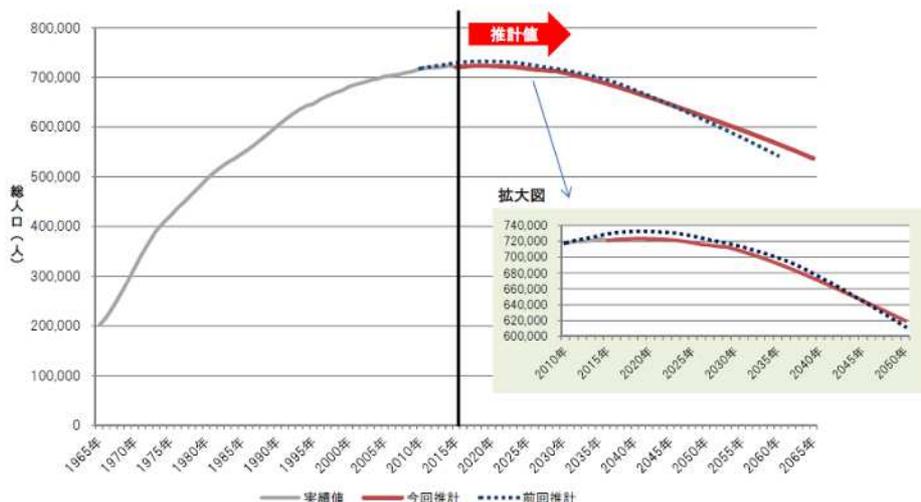
本市の人口は、令和元年（2019年）をピークに減少に転じ、令和47年（2065年）には現在の約4分の3となる536,958人に減少する見込みです【図表1】。

また、年少人口（0歳～14歳）及び生産年齢人口（15歳～64歳）についても、今後、一貫して減少することが見込まれます【図表2】。

一方、総人口に占める高齢者（65歳以上）の割合である高齢化率は、今後も上昇を続け、本市はこれから急速な高齢化を迎える見込みです【図表2】。

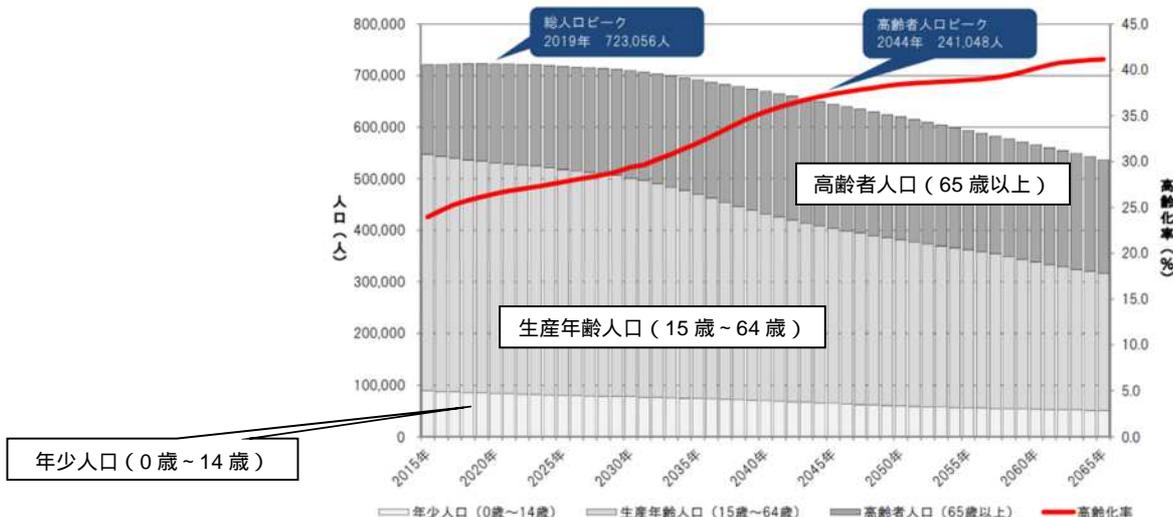
少子高齢化の進行、生産年齢人口の減少などの人口構造の変化により、市の経済活力や地域活力が低下することが懸念される中、本市、ひいては日本経済が持続的に発展し、活力を維持していくためには、性別等にかかわらず、一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮し、活躍することのできる社会の構築が必要となります。

図表1 総人口の推移と推計値（1965年～2065年）[相模原市]



資料：相模原市「2015年国勢調査に基づく相模原市の将来人口推計（詳細版）報告書」

図表2 年齢3区分別人口及び高齢化率の推移（2015年～2065年）[相模原市]



資料：相模原市「2015年国勢調査に基づく相模原市の将来人口推計（詳細版）報告書」

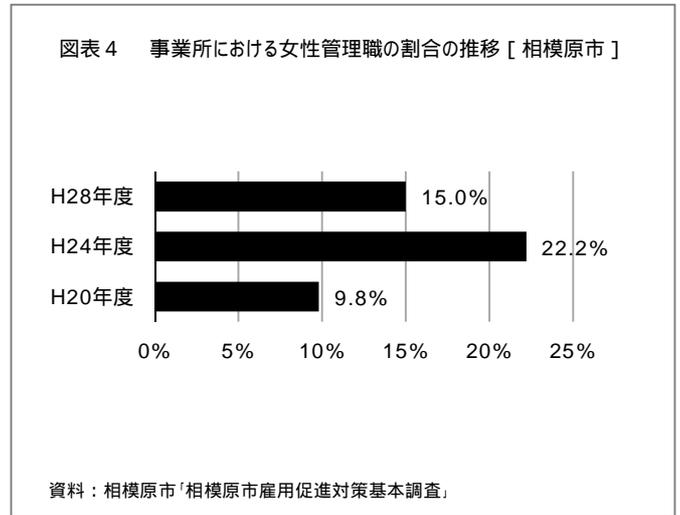
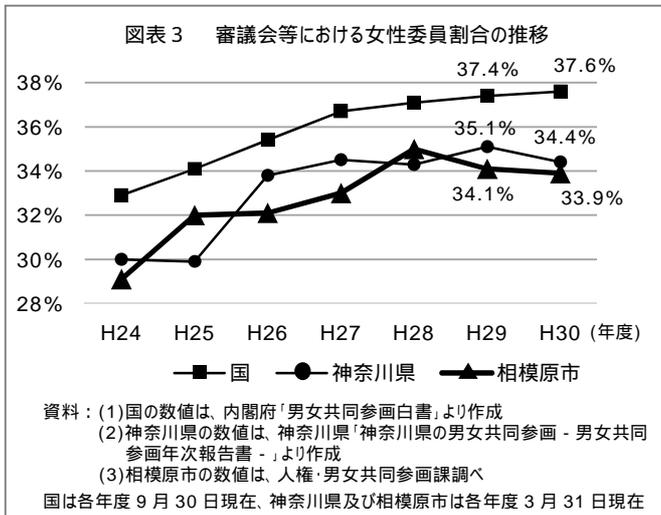
(2) 政策・方針決定過程への女性の参画をめぐる状況

本市では、第2次プランに基づき、あらゆる分野の政策・方針決定過程における女性の参画を拡大する施策を推進してきました。

本市の審議会等の委員に占める女性の割合は平成28年度をピークに減少傾向にあり、平成30年度においては、33.9%となっています【図表3】。また、事業所の管理職や市職員の管理職(課長級以上。教職員にあっては校長・副校長)に占める女性の割合については、おおむね上昇してきていますが【図表4・5】、多くの分野において、政策・方針決定過程への女性の参画が十分であるとはいえない状況です。

また、女性が役職等への就任を依頼された場合、半数以上が断る状況にあり、女性の役職等への就任意識の低さが伺われます【図表6】。

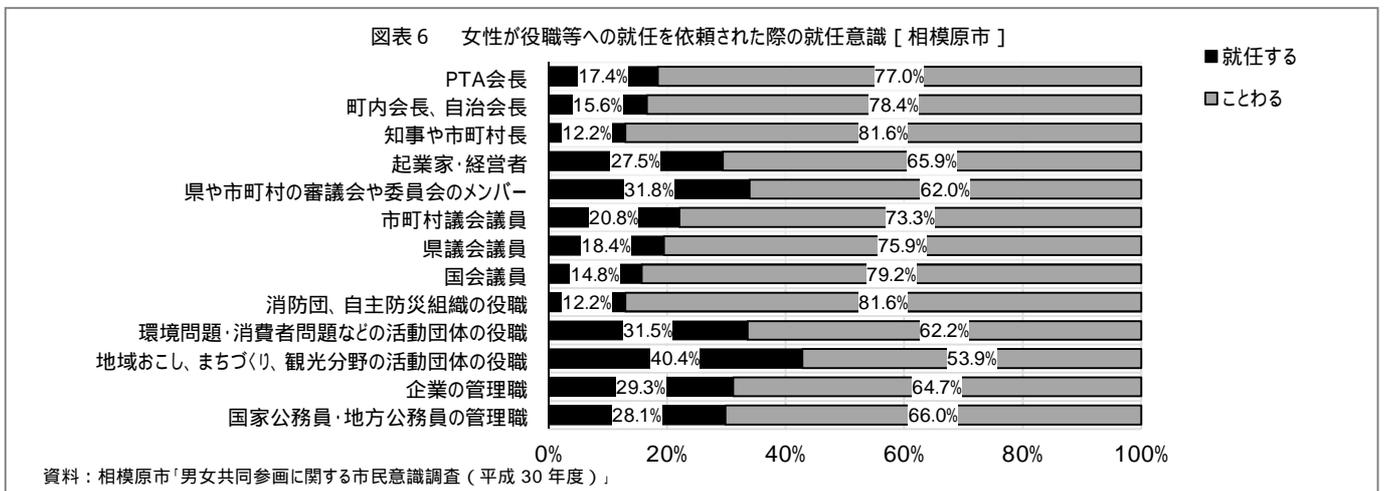
こうしたことから、あらゆる分野の政策・方針決定過程への女性の参画を拡大していくため、その重要性に関する理解を促進するとともに、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進や、女性のキャリア形成の支援をしていくことが必要です。



図表5 市職員の管理職に占める女性の割合の推移 [相模原市]

	H27年	H28年	H29年	H30年	H31年
市職員の管理職(課長級以上)に占める女性の割合(教職員除く。)	15.4%	16.5%	17.3%	17.3%	18.8%
教職員の管理職(校長・副校長)に占める女性の割合	33.8%	36.2%	35.5%	34.5%	35.5%

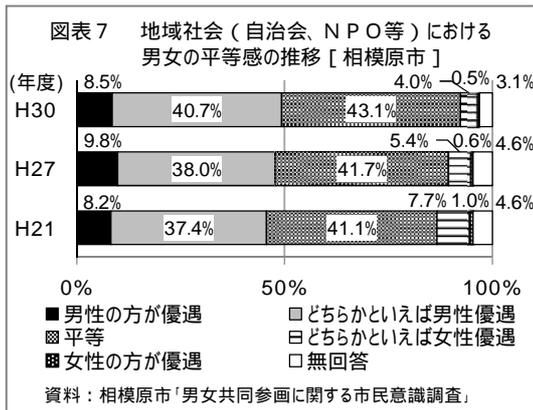
資料：相模原市人権・男女共同参画課調べ
 各年4月1日現在



(3) 地域や消防防災分野における状況

地域における男女共同参画

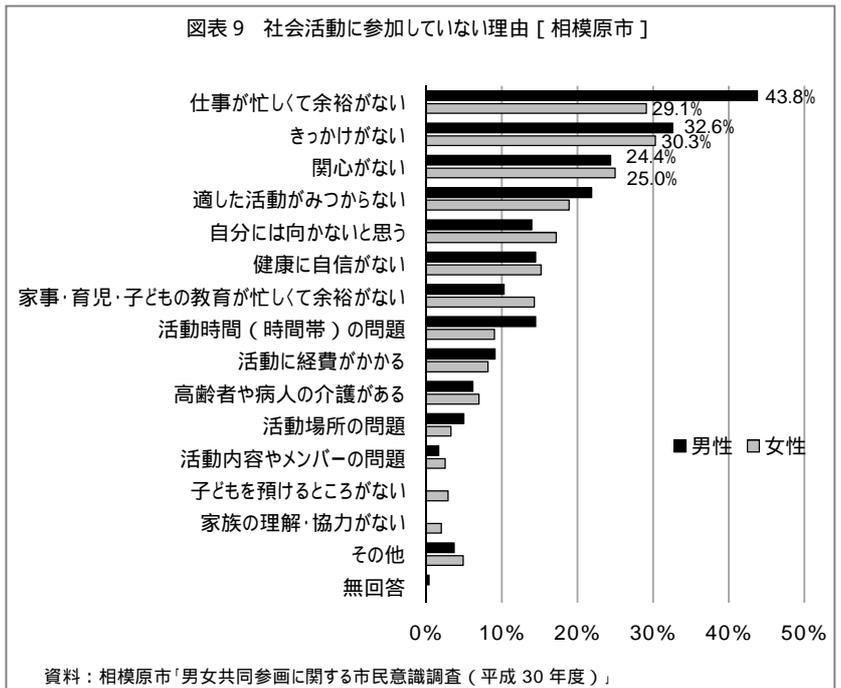
本市では、地域社会（自治会、NPO等）において男女が「平等」と考える市民の割合が増加している一方、「男性の方が優遇」、「どちらかといえば男性優遇」と考える市民の割合も増加しています【図表7】。自治会長及び小中学校PTA会長に占める女性の割合については、おおむね横ばいで推移しています【図表8】。また、社会活動（趣味等のサークル活動、自治会活動、ボランティア活動等）に参加していない理由として、男女ともに「仕事が忙しくて余裕がない」、「きっかけがない」が上位を占めています【図表9】。



図表8 自治会長及び小中学校PTA会長に占める女性の割合の推移 [相模原市]

	H29年	H30年	H31年 (R1年)
自治会	7.3%	6.4%	7.3%
小中学校PTA	30.8%	25.2%	30.8%

資料：相模原市人権・男女共同参画課調べ
自治会は各年4月1日現在、PTAは各年6月1日現在



消防防災分野における男女共同参画

災害時には、平時における社会の課題が、一層顕著になって現れる傾向にあります。例えば、家事や子育て、介護等の家庭的責任が女性に集中し、ストレスや心身の不調を抱えやすい一方、男性においては、「家族を経済的に支え、守るのは自分の役割である」との意識が強く、その責任を抱え込み追い詰められやすいこと等が挙げられます。加えて、男女のニーズの違い、子育てや介護を必要とする家庭の事情等が十分配慮されず、必要な支援や物資が提供されないといった問題も明らかになっています。

また、災害発生時の現場において、消火や救助、救急活動等を行う消防吏員の女性の割合は、全国的に増加傾向にあり、本市では3.3%（平成30年度）となっています。これは、全国の2.7%（平成30年度）と比較して高い割合ではありますが、さらにその割合を高めていく必要があります。

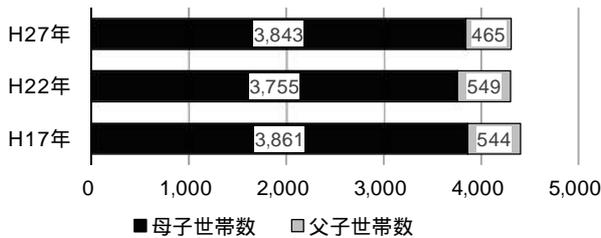
こうしたことから、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進、地域における活動に関する情報提供や相談体制の充実等により、多様な住民の地域における様々な活動の参画を促進するとともに、自治会やPTA等の地域団体における会長等の役職への女性の就任を促進していく必要があります。また、女性と男性では災害から受ける影響に違いがあることに留意しつつ、男女共同参画の視点から、事前の備えや避難所運営、被災者支援等を行うとともに、災害発生時の現場における様々な活動への女性の参画を推進していく必要があります。

(4) 支援を必要とする市民をめぐる状況

ひとり親家庭を取りまく状況

本市におけるひとり親世帯の数はおおむね横ばいで推移しており、そのうち、母子世帯が約9割を占めています【図表10】。また、母子世帯は父子世帯に比べて収入が低く、経済的に困難な世帯が多い傾向にあります【図表11】。

図表10 母子世帯・父子世帯数の推移 [相模原市]



資料：総務省「国勢調査」
平成17年については、国勢調査の結果を、合併（平成18年3月20日及び平成19年3月11日）後の相模原市域に組み替えて集計した。

図表11 ひとり親世帯の年収 [全国]

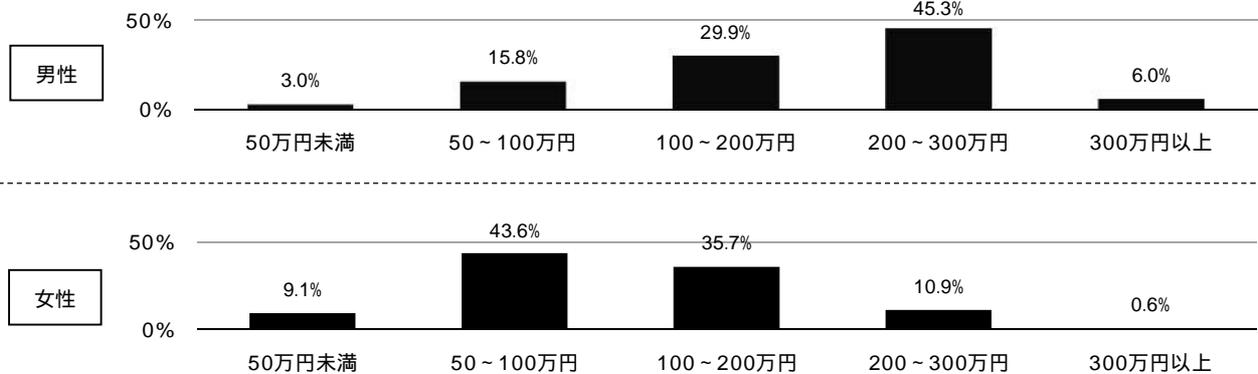
	母子世帯	父子世帯
平均年間収入 [母又は父自身の収入]	243万円	420万円
平均年間就労収入 [母又は父自身の就労収入]	200万円	398万円
平均年間収入 [同居親族を含む世帯全員の収入]	348万円	573万円

資料：厚生労働省「平成28年度全国ひとり親世帯等調査」
「平均収入」は、生活保護法に基づく給付、児童扶養手当等の社会保障給付金、就労収入、別れた配偶者からの養育費、親からの仕送り、家賃・地代などを加えた全ての収入の額
「平均年間収入」及び「平均年間就労収入」は、平成27年の1年間の収入

高齢者を取りまく状況

高齢化が進行する中、厚生労働省が平成29年に実施した「年金制度基礎調査（老齢年金受給者実態調査）」によると、65歳以上の女性の公的年金額の平均額が男性より76万円低い状況等があり、性別による高齢者の生活状況等の差に留意する必要があります【図表12は参考】。

図表12 65歳以上の男女の公的年金(国民年金及び厚生年金保険の老齢年金)年金額 [全国]



資料：厚生労働省「年金制度基礎調査（老齢年金受給者実態調査）平成29年」

障害のある人を取りまく状況

本市の障害（身体障害、知的障害、精神障害）のある人の数は、平成31年4月1日現在39,552人（精神障害のみ平成31年3月31日現在）ですが、令和5年には44,623人にまで増加することが見込まれ、総人口に対する割合についても増加していくことが見込まれています。

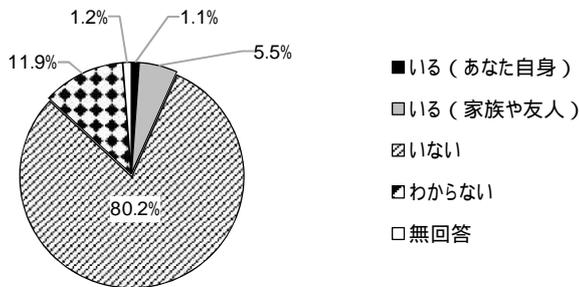
外国人市民を取りまく状況

外国人市民が増加傾向にある中、平成31年4月に出入国管理及び難民認定法が改正され、中小・小規模事業者をはじめとした深刻化する人手不足に対応するための新たな在留資格が創設されました。このことによって、本市においても、生活者としての外国人市民の一層の増加が見込まれています。

性的少数者を取りまく状況

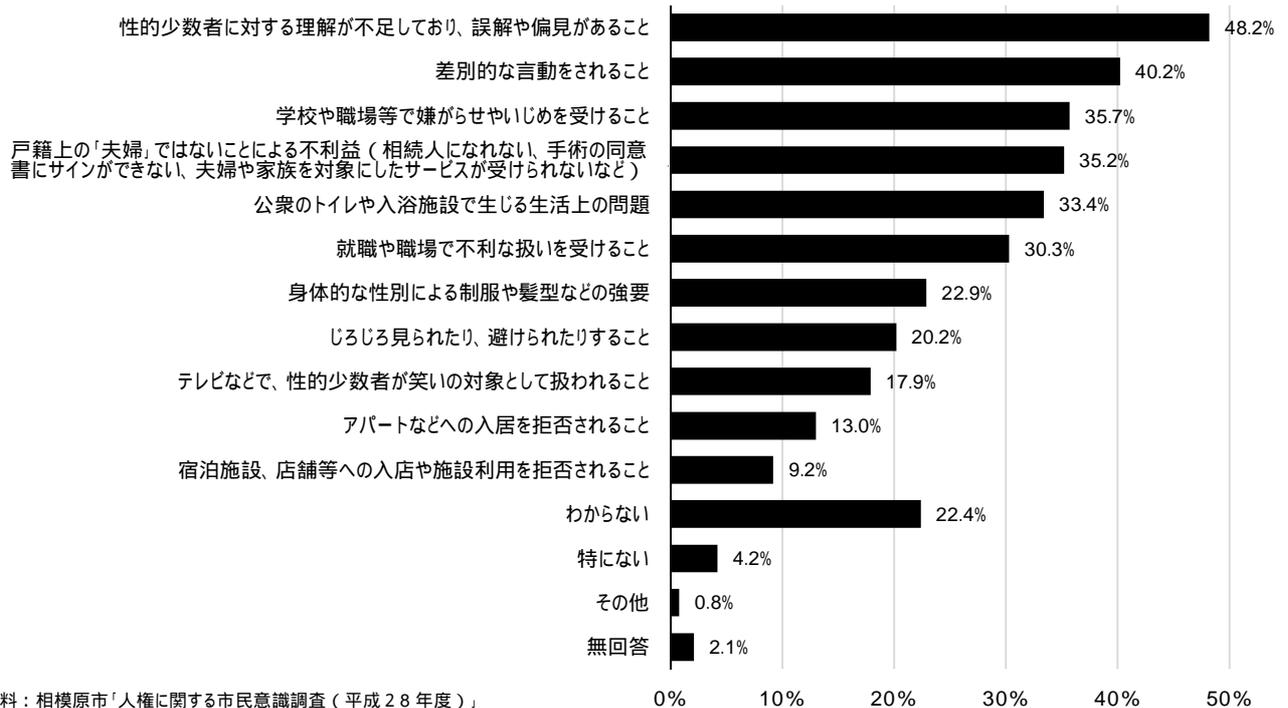
本市が平成28年度に実施した「人権に関する市民意識調査」によると、「自分を含めて身近に性的少数者がいる」と答えた市民の割合は6.6%となっています【図表13】。また、性的少数者の人権に関して問題だと思うことについては、「性的少数者に対する理解が不足しており、誤解や偏見があること」が48.2%で最も多くなっています【図表14】。

図表13 自身または家族や友人における性的少数者の有無 [相模原市]



資料：相模原市「人権に関する市民意識調査（平成28年度）」

図表14 性的少数者の人権に関して問題だと思うこと [相模原市]



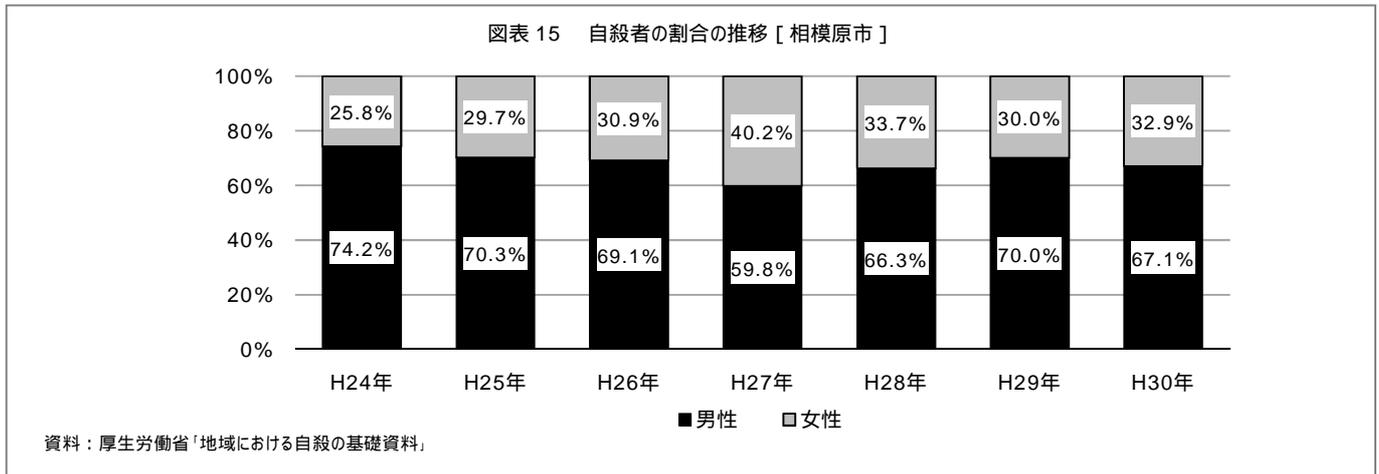
資料：相模原市「人権に関する市民意識調査（平成28年度）」

こうしたことから、性別をはじめ、年齢や障害の有無、国籍等にかかわらず、誰もが家庭や地域で安心して暮らせる環境を整備するためには、それぞれの人が置かれた状況により、課題やニーズが異なることに留意しながら、施策を進めていく必要があります。

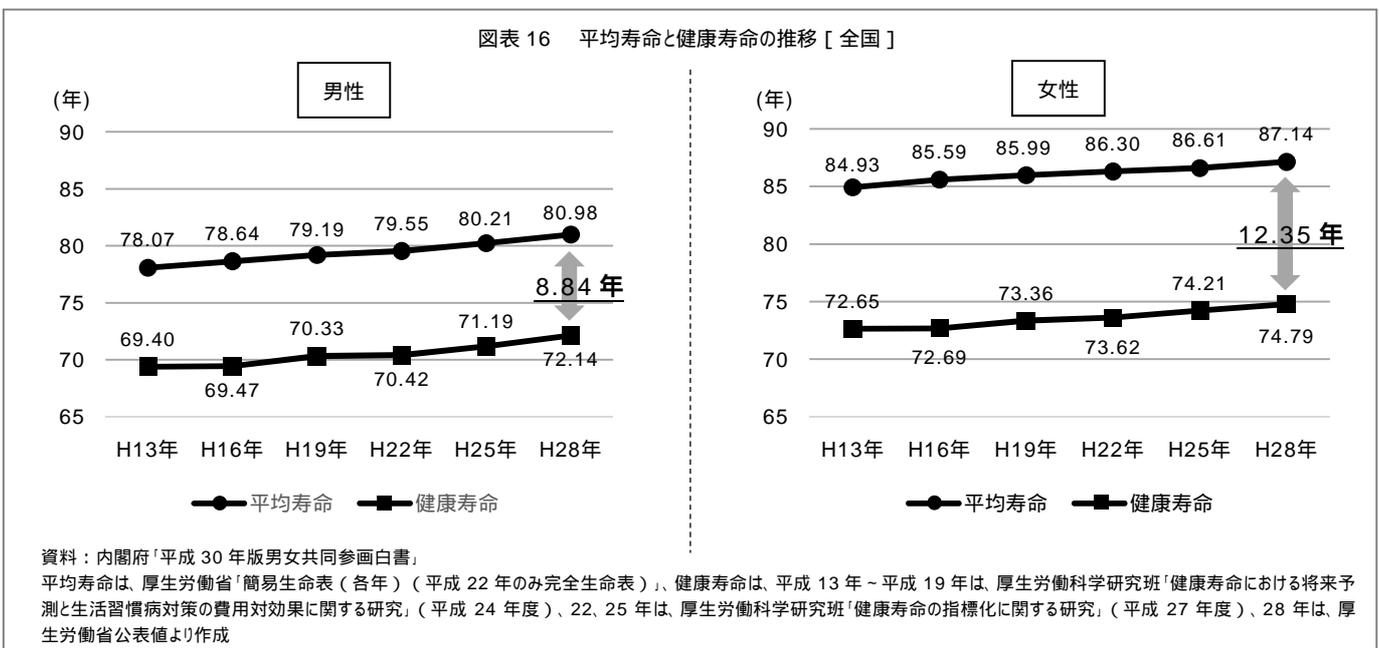
(5) 男女の健康をめぐる状況

女性は、妊娠や出産といった特有の身体的な機能があること等から、生涯を通じて男性とは異なる健康上の問題に直面します。

一方、男性については、女性に比べて肥満者や喫煙・飲酒をする者の割合が高くなっています。さらに、自殺者は、女性の約2倍となっており、その背景には、健康問題や家庭問題、経済・生活問題があるとされています【図表15】。



また、男女ともに健康で自立した生活を営み、豊かな老後を実現するためには、健康寿命（日常生活に制限のない期間）を延ばすことが重要となりますが、女性が男性よりも長生きである一方、健康上の問題から日常生活に制限のある期間は、男性の1.4倍程度となっている現状もあります【図表16】。



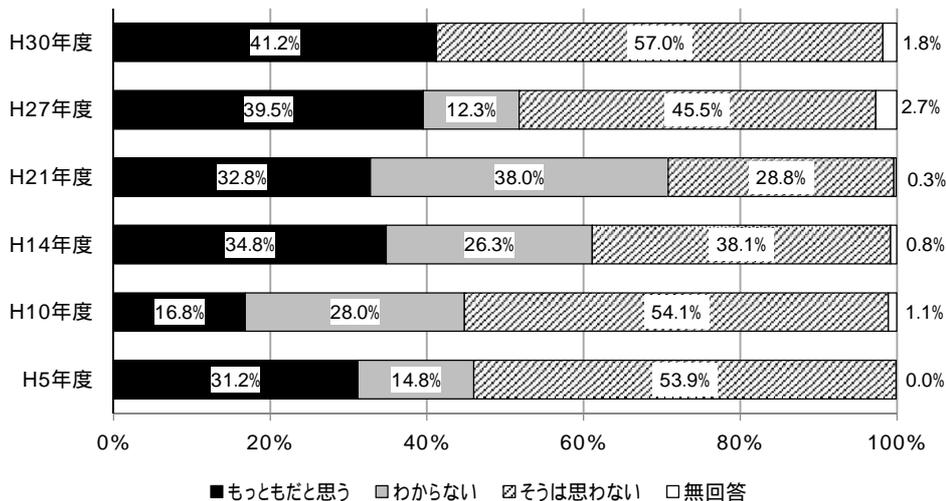
こうしたことから、男女の身体や生活習慣の違いに留意しつつ、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）」の視点も踏まえながら、生涯を通じて男女の健康を支援する取組や、性差に応じた健康を支援する取組を推進する必要があります。

(6) 性別による固定的な役割分担意識

本市では、様々な機会を捉えて、男性や若年層を含むあらゆる層に対する啓発等を行ってきましたが、平成30年度に実施した男女共同参画に関する市民意識調査によると、“男は仕事”、“女は家庭”といった性別によって役割を固定化するような考え方に反対する市民の割合が増加傾向にある一方で、4割の市民が未だ賛成しているとともにその割合も増加傾向にあり【図表17】、特に男性の固定的性別役割分担意識が強くなっています【図表18】。また、性別によって役割を固定化するような考え方に賛成する理由については、「家事・育児・介護と両立しながら、妻が働き続けることは大変だと思うから」、「妻が家庭を守った方が、子どもの成長などにとって良いと思うから」が6割を超えています。これらの背景には、妻が家事や育児等を行った方がよいという価値観が引き続き存在しているとともに、仕事と家庭の両立が容易ではないという社会の問題が存在していることが伺えます。

こうしたことから、長い時間をかけて形作られてきた性別による固定的な役割分担意識を解消し、男女共同参画への認識を深め、定着させるため、より一層、情報発信や啓発事業の内容を充実させる必要があります。

図表 17 固定的性別役割分担意識の推移 [相模原市]

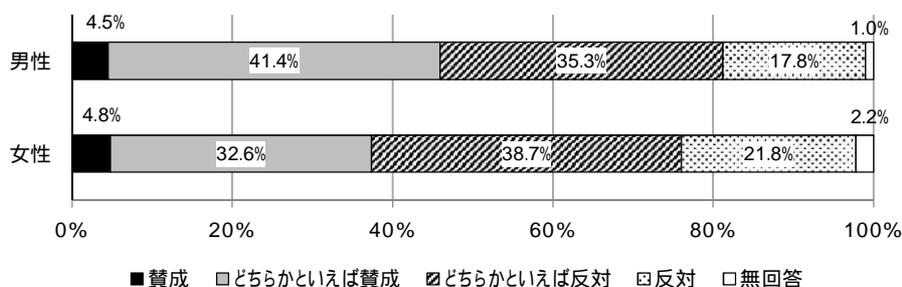


資料：相模原市「男女共同参画に関する市民意識調査」

「男は仕事」、「女は家庭」という考え方についてどう思いますか。」に対する回答として、「賛成」、「どちらかといえば賛成」を合算して「もともとだと思う」、「どちらかといえば反対」、「反対」を合算して「そうは思わない」とした。

平成27年度以前は「わからない」を追加していた。また、平成21年度以前は「わからない」を「どちらともいえない」としていた。

図表 18 固定的性別役割分担意識（男女別） [相模原市]

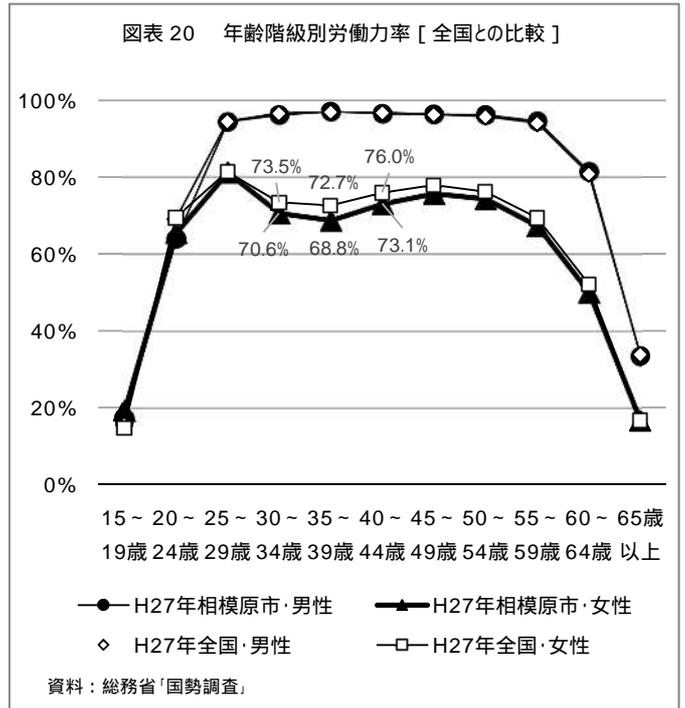
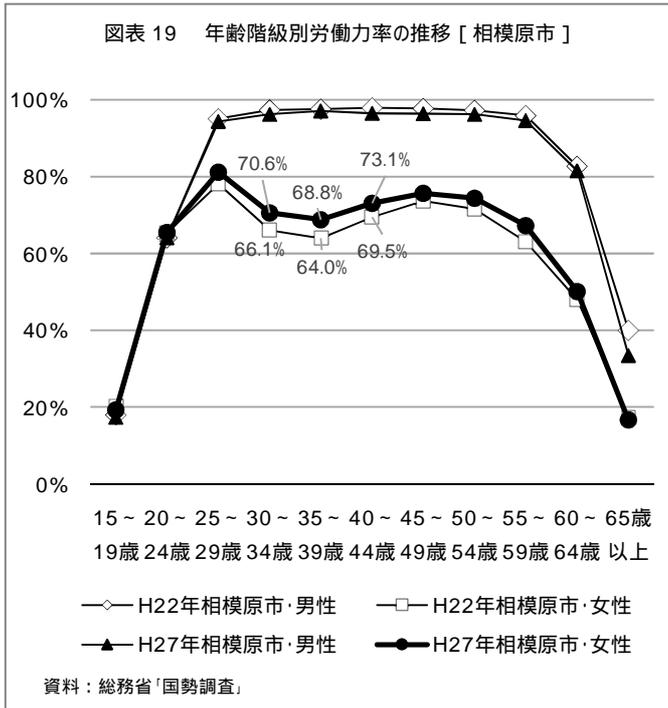


資料：相模原市「男女共同参画に関する市民意識調査（平成30年度）」

(7) 男女の就業をめぐる状況

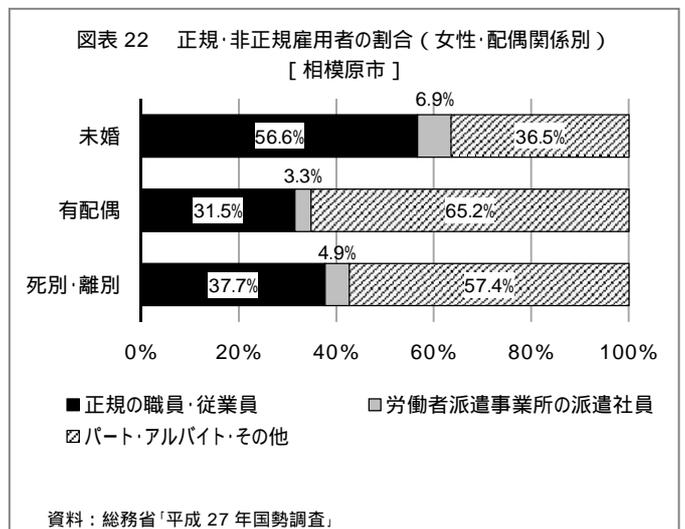
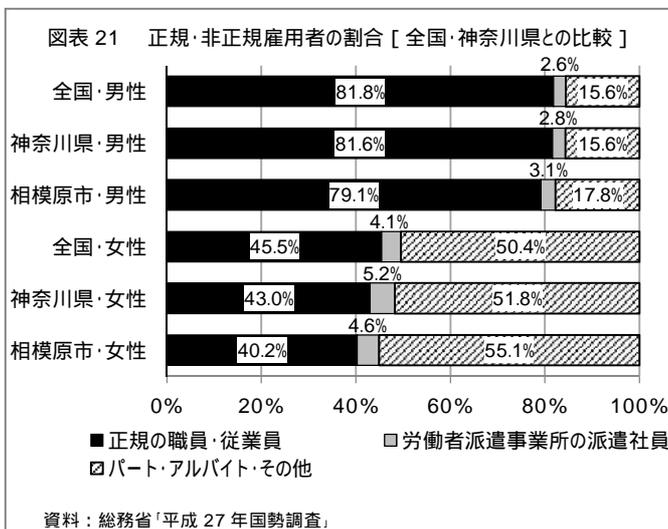
労働力率の状況

本市における女性の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口の割合）は、15歳～19歳及び65歳以上を除く全ての年齢階級において、平成22年と比較し、平成27年では上昇していますが、結婚・出産・育児期に当たる年代においては一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇する、いわゆる「M字カーブ」を描いています【図表19】。また、15歳～19歳及び65歳以上を除く全ての年齢階級において、全国よりも女性の労働力率が低い状況となっています【図表20】。



就業の状況

全国的に、男性に比べ、女性の方が非正規雇用の割合が高い状況にあるとともに、本市においては、全国及び神奈川県よりも、非正規雇用の女性の割合が高くなっています【図表21】。また、配偶関係別にみると、有配偶女性の非正規雇用の割合が高くなっています【図表22】。

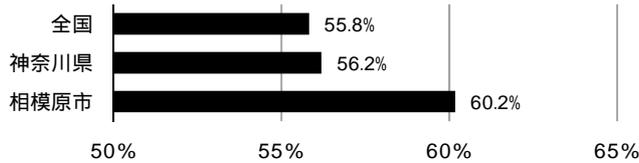


就業希望者の状況

25歳～54歳の女性の無業者のうち、本市における就業希望者の割合は、全国及び神奈川県よりも高い60.2%となっていますが、そのうち、実際の求職者は39.1%に留まっており、非求職者の非求職理由をみると、「出産・育児のため」、「病気・けがのため」といった理由の割合が高くなっています【図表23～25】。

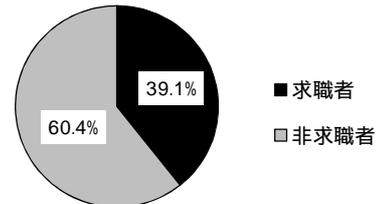
また、育児や介護をしながら働いている女性の多くが、継続して就業することを希望しています【図表26・27】。

図表23 25歳～54歳女性無業者における就業希望者割合
[全国・神奈川県との比較]



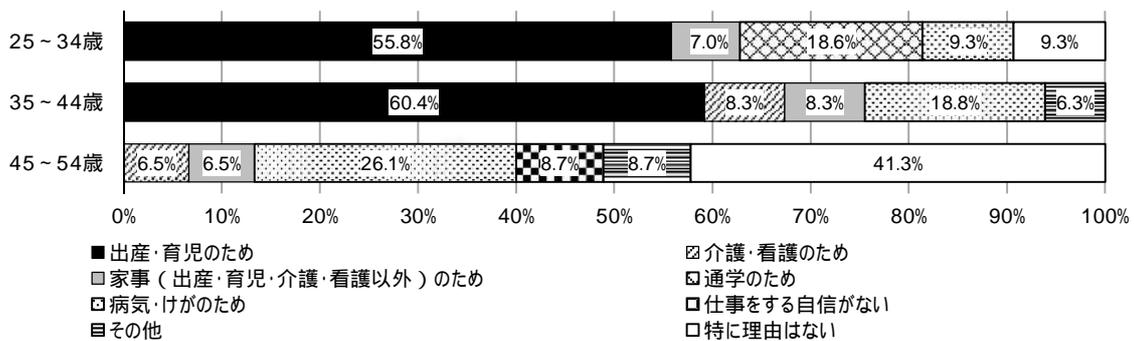
資料：総務省「平成29年就業構造基本調査」

図表24 25歳～54歳女性無業者における就業希望者の求職・非求職割合 [相模原市]



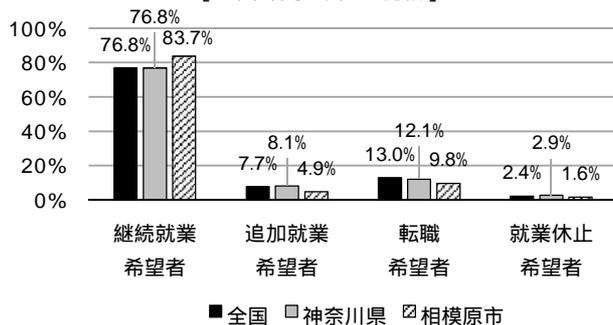
資料：総務省「平成29年就業構造基本調査」

図表25 25歳～54歳女性無業者における非求職者の非求職理由 [相模原市]



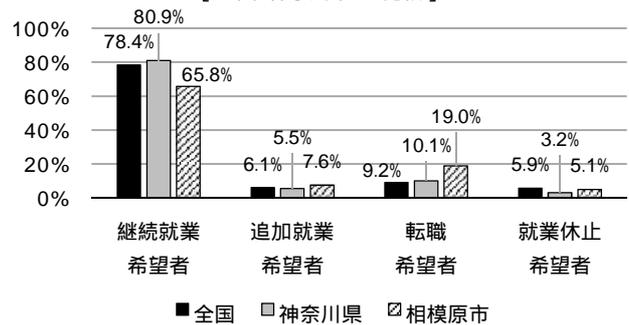
資料：総務省「平成29年就業構造基本調査」

図表26 育児をしている女性雇用者の就業希望意識
[全国・神奈川県との比較]



資料：総務省「平成29年就業構造基本調査」
「追加就業希望者」とは、現在就いている仕事を続けながら、他の仕事もしたいと思っている者をいう。

図表27 介護をしている女性雇用者の就業希望意識
[全国・神奈川県との比較]

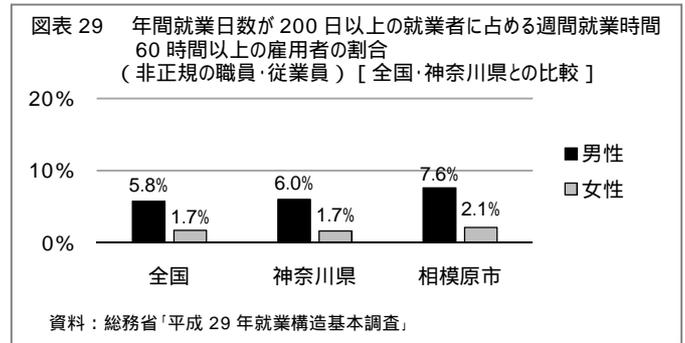
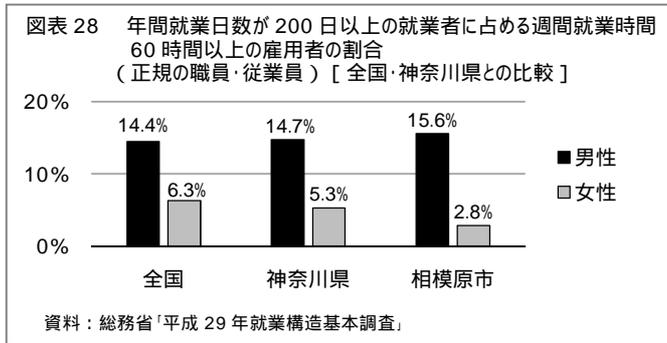


資料：総務省「平成29年就業構造基本調査」
「追加就業希望者」とは、現在就いている仕事を続けながら、他の仕事もしたいと思っている者をいう。

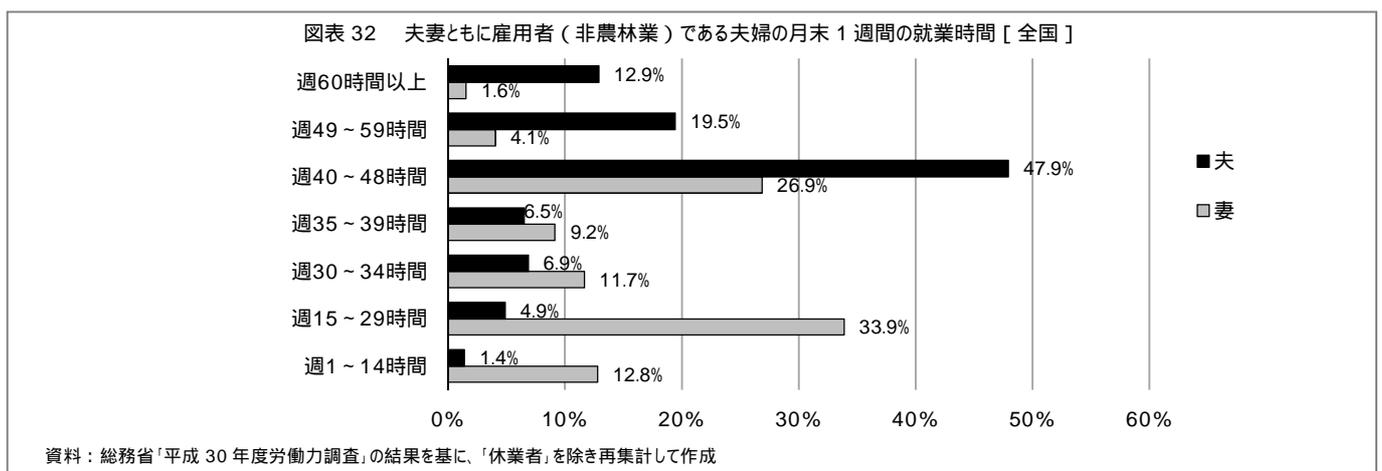
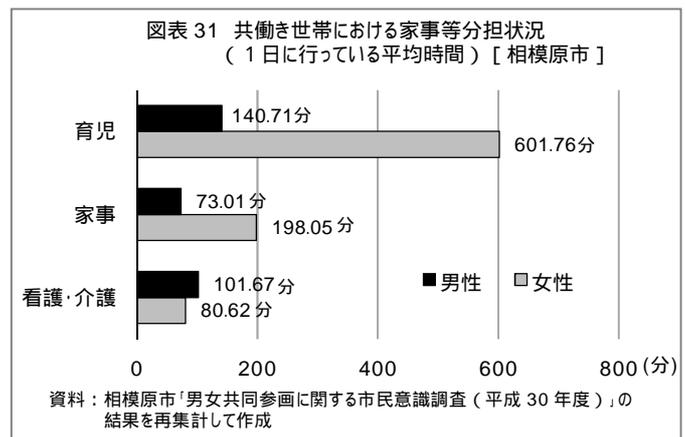
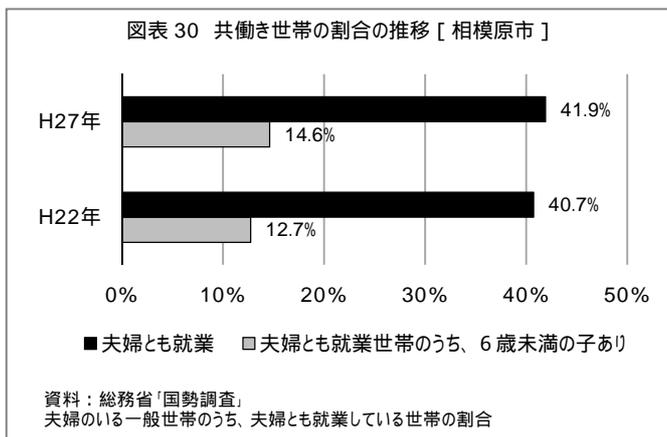
このように、本市には、就業を希望しているにもかかわらず、出産・育児等を理由として求職活動をしていない女性が多くいることや、育児や介護をしながら働いている女性の多くが、継続して就業することを希望していることから、より一層、男女がともに働きやすい環境づくりへの支援を推進していくとともに、子育て環境や介護を支える環境を整備し、女性の多様な働き方を支援していく必要があります。

(8) 仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) をめぐる状況

本市は、全国に比べて、長時間労働をしている男女の割合の差が大きくなっているとともに【図表 2 8】、長時間労働をしている男性の割合が高くなっています【図表 2 9】。



また、共働き世帯数が増加している中【図表 3 0】、1 日における育児の平均時間は女性が男性の約 4.3 倍、家事については女性が男性の約 2.7 倍となっており、女性に負担が偏っている状況です【図表 3 1】。共働き世帯の月末 1 週間の就業時間をみると、週 40 時間以上の労働をしている妻の割合が 32.6% であることにに対し、夫は 80.3% となっています【図表 3 2】。



こうしたことから、本市は全国に比べ、特に男性が長時間労働となっている傾向があり、共働き世帯においては、妻と夫の労働時間の差が、家事等の分担の偏りに繋がっていると考えられるため、男性の働き方・暮らし方の見直しが重要となります。また、男女がともに仕事と生活を両立し、バランスのとれた生活を送ることができるよう、事業所等に対し、より一層の啓発を行っていく必要があります。

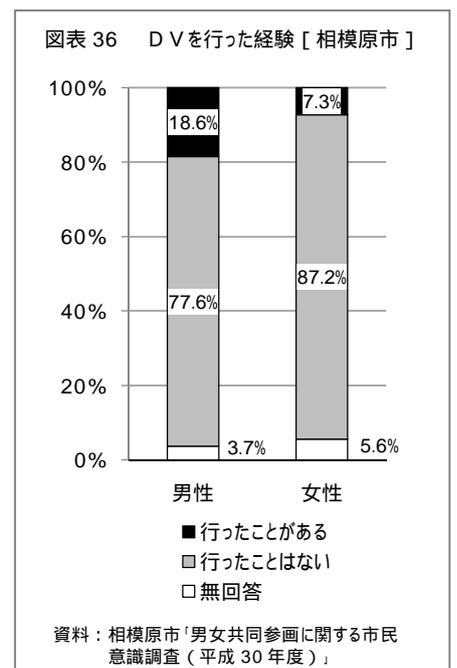
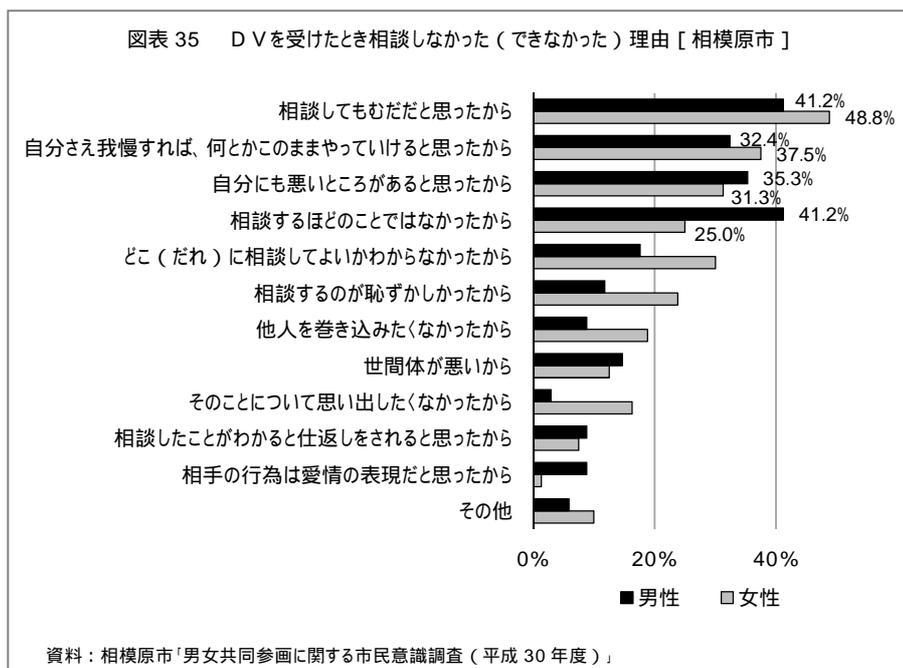
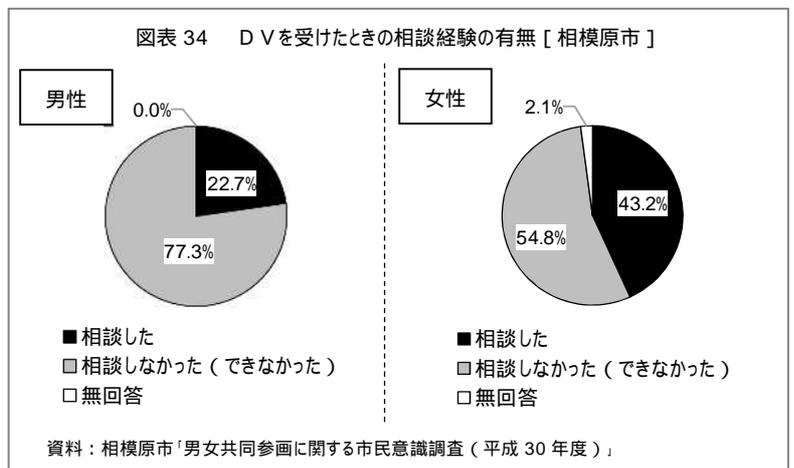
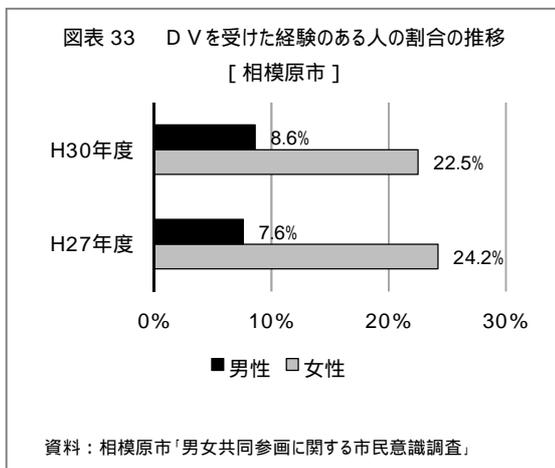
(9) 配偶者等からの暴力をめぐる状況

DV被害者・加害者の状況

DVを受けた経験がある市民の割合は、平成27年度から平成30年度にかけておおむね横ばいで推移しており、平成30年度における女性の被害経験者は、男性の約2.6倍となっています【図表33】。

また、DVを受けた経験がある市民のうち、男女ともに半数以上が相談しなかった（できなかった）状況にあり、性別で見ると、男性が相談しなかった（できなかった）割合が高くなっています【図表34】。DVを受けたとき相談しなかった（できなかった）理由として、男性は「相談してもむだだと思ったから」、「相談するほどのことではなかったから」が41.2%で最も高く、女性は「相談してもむだだと思ったから」が48.8%と最も高くなっています【図表35】。

一方、配偶者やパートナー、交際相手に対してDVを行ったことのある市民の割合は、男性が女性の約2.5倍となっており、男性の方が加害経験のある者の割合が高い状況となっています【図表36】。

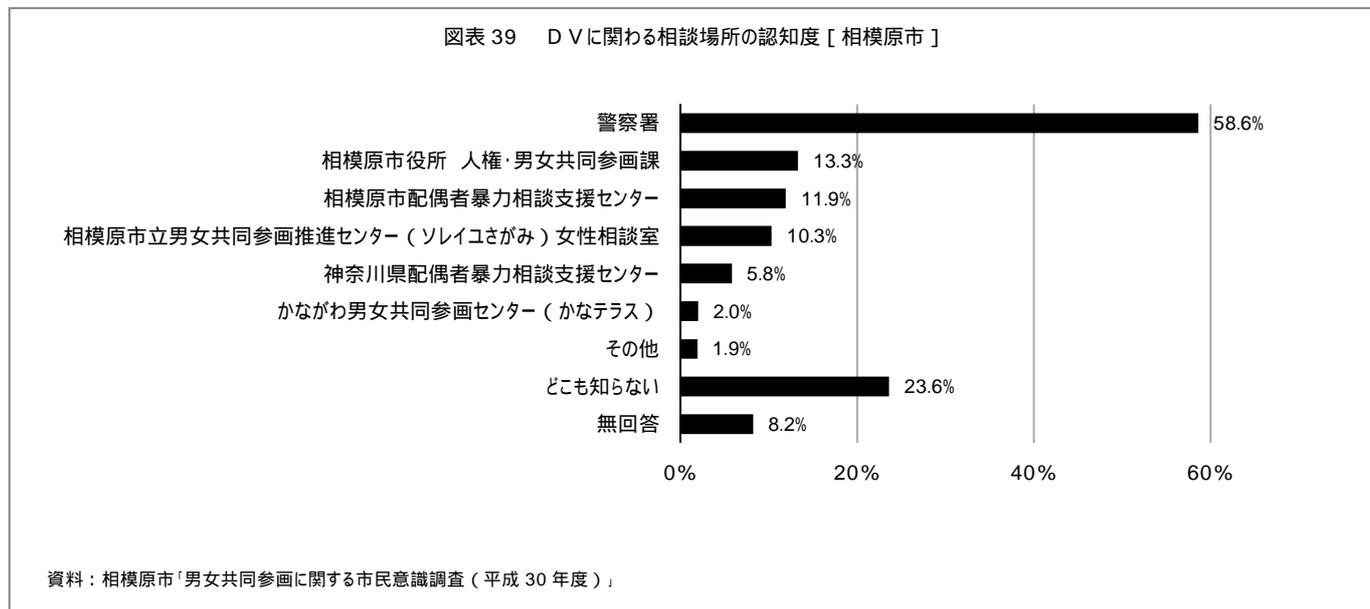
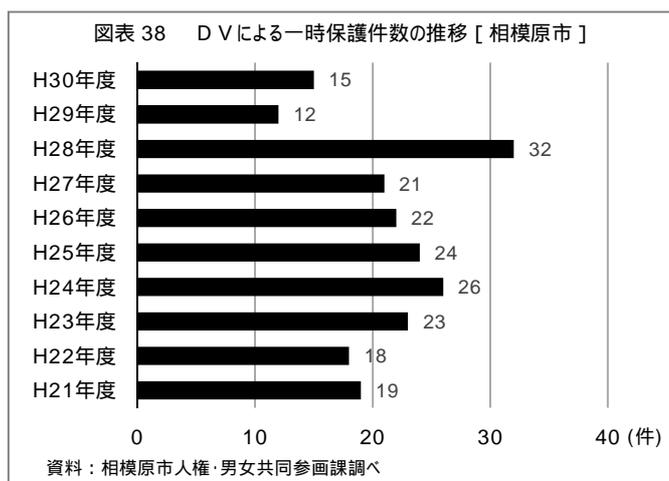
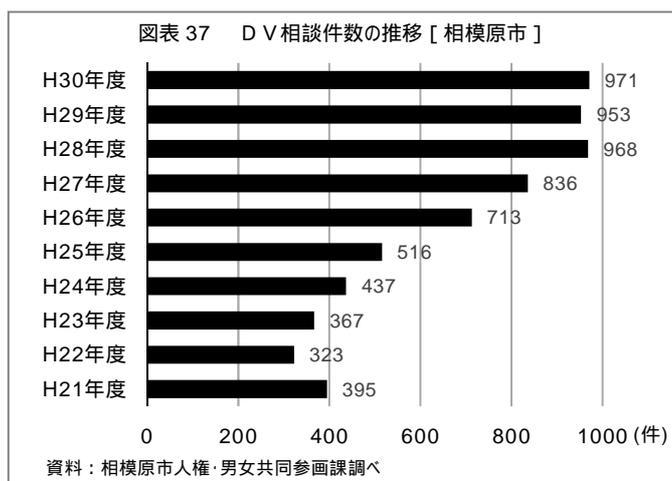


DVの相談件数と相談場所の認知度

本市の配偶者暴力相談支援センターにおけるDVの相談件数は増加傾向にあり、平成24年度と比較すると、平成30年度においては約2倍となっています【図表37（図表38は参考）】。

また、平成30年4月から平成31年1月までに受けた相談のうち、42.8%のDV被害者に未成年の子どもがおり、このうち、子どもへの虐待(子どもの目の前で家族に対する暴力「面前DV」を含む。)があると疑われたケースは、73.7%となっています。

DVに関わる相談場所の認知度については、ほとんどの相談場所において上昇してきており、「どこも知らない」という市民の割合は減少しているものの、配偶者暴力相談支援センター等、市民にとって身近な相談窓口として機能すべき市の相談窓口の認知度は低い状況にあります【図表39】。



こうしたことから、男女を問わず、DV被害者が安心して身近な相談窓口にご相談できるよう、相談窓口をより一層周知していくとともに、相談支援の内容を充実させることが必要となります。

また、被害者の中には、外国人、高齢者、障害のある人等、様々な背景を有する者が含まれていることや、児童虐待や貧困等の問題を抱えている者もいることから、被害者の置かれている状況や希望する支援内容が多様化・複雑化してきていることにも留意しながら、関係機関や民間団体等との連携・協力を密にし、支援をしていく必要があります。

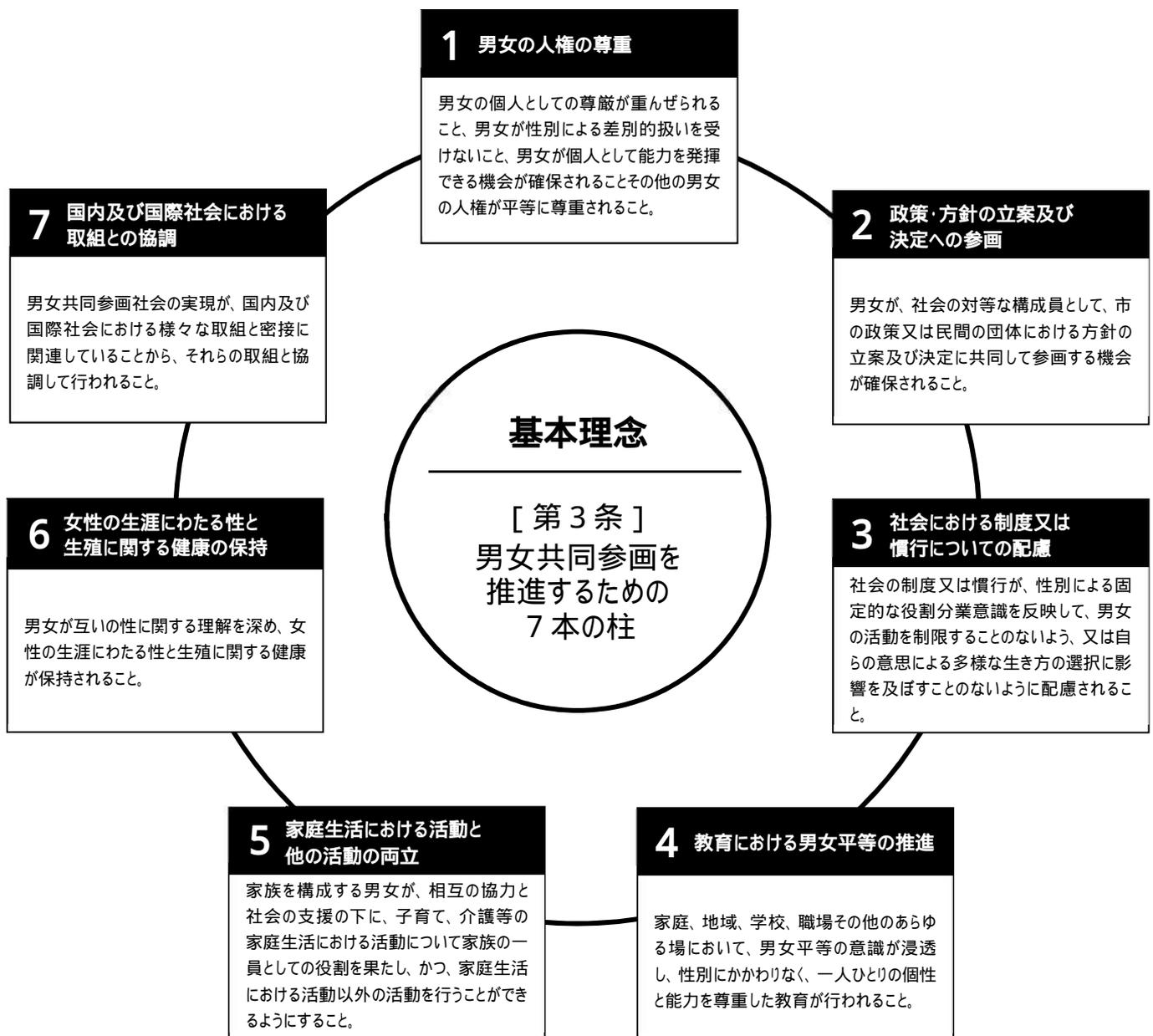
第2章 計画の基本的な考え方

1 目的

本計画は、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指し、条例第3条に定められた7つの基本理念に基づき、本市の男女共同参画の推進に関する施策の方向性と内容を明らかにし、本市が取り組む施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として策定します。

2 基本理念

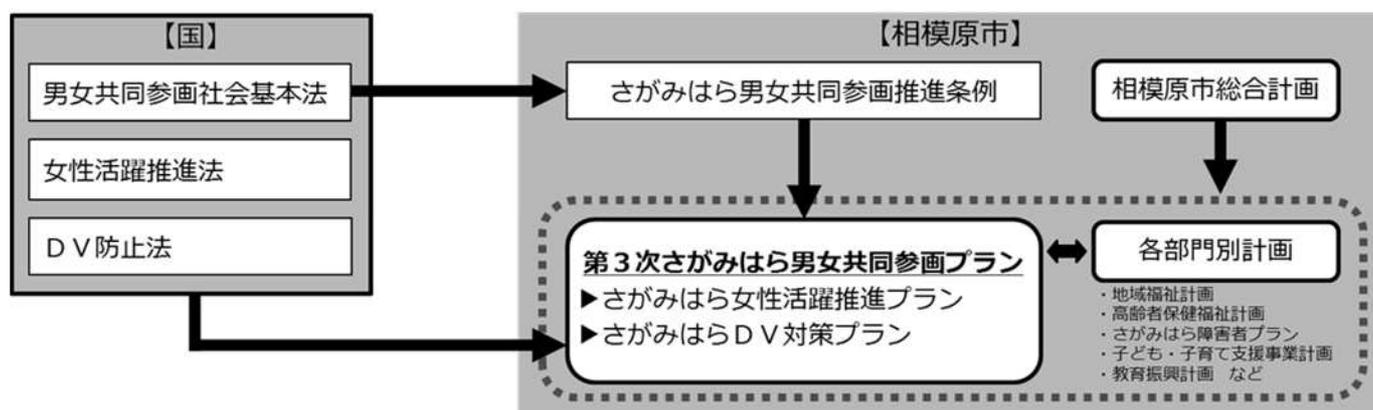
本計画は、条例第3条に掲げる7つの理念を基本理念とします。



3 位置付け

本計画は、条例第10条に基づく基本計画であり、次の各法律に規定する計画を包含するものです。また、「相模原市総合計画」の部門別計画として策定します。

- (1) 男女共同参画社会基本法に規定する市町村男女共同参画計画
- (2) 女性活躍推進法に規定する市町村推進計画
- (3) DV防止法に規定する市町村基本計画



持続可能な開発目標 (SDGs : Sustainable Development Goals) と本計画の関連について

持続可能な開発目標 (SDGs) は、平成27年 (2015年) 9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された平成28年 (2016年) から令和12年 (2030年) までの国際目標です。持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するための17のゴールから構成され、地球上の誰一人として取り残さない (leave no one behind) ことを誓っています。

本計画においては、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指すことで、SDGsに掲げられた17のゴールのうち、「5 ジェンダー平等を実現しよう」をはじめとした全てのゴールの達成に大きく寄与することが期待されます。



SDGsの17のゴール (出典：国際連合広報センターWEBサイト)

4 計画期間

本計画の計画期間は、本市の上位計画である「相模原市総合計画」と合わせ、令和2年度から令和9年度までの8年間とします。

なお、計画期間中に実施する男女共同参画に関する市民意識・事業所調査の結果や、社会情勢等の変化により、必要に応じて見直しを行います。

5 基本方針

本計画では、条例第3条に掲げる基本理念に基づき、次の5つの基本方針を設定し、男女共同参画に関する施策を推進していきます。

あらゆる分野における男女共同参画の推進
男女共同参画の視点に立った安心な暮らしの実現
男女共同参画の実現に向けた意識改革
働く場における女性の活躍推進【さがみはら女性活躍推進プラン】
配偶者等に対する暴力の根絶と被害者への支援【さがみはらDV対策プラン】

6 重点項目

本計画では、男女共同参画を取りまく本市の現状と課題を踏まえ、特に重点的に取り組むべき内容を重点項目として設定します。

[1] 多様な価値観の反映による男女共同参画の推進 ……〔基本方針 - 施策の基本方向1〕

政策・方針決定過程等への女性の参画を拡大することは、多様な価値観が反映された豊かで活力ある社会の実現につながるという観点や、男女間の実質的な機会の平等を担保するという観点から重要であるため、積極的に取組を進めます。

背景

事業所の管理職や市職員の管理職（課長級以上。教職員にあっては校長・副校長）に占める女性の割合は上昇傾向にありますが、自治会や小中学校PTAにおける女性会長の割合はおおむね横ばいで推移しており、また、審議会等の委員に占める女性の割合については、平成28年度をピークに減少傾向にあるなど、多くの分野において、政策・方針決定過程等への女性の参画は十分であるとはいえない状況です。

[2] 誰もがいきいきと暮らせる環境づくり ……〔基本方針 - 施策の基本方向2〕

男女共同参画社会の実現に向けては、性別をはじめ、年齢、障害の有無、国籍等にかかわらず、誰もが自立して社会に参画し、家庭や地域で安心して生活できることが重要となるため、誰もがいきいきと暮らせる環境づくりに積極的に取り組みます。

背景

本市のひとり親世帯の9割を母子世帯が占めている中、母子世帯は父子世帯に比べて経済的に困難な世帯が多い傾向にあります。また、高齢化の進行、障害のある人や外国人市民の増加に加え、近年では、性的少数者への理解が十分に進んでいないこと等により、その多くが日常生活において困難を抱えている実態が明らかになってきているなど、個々の抱える問題は多様化しています。

[3] 男女共同参画の視点に立った社会慣行の見直しと意識の改革

……………(基本方針 - 施策の基本方向4)

男女共同参画社会の実現に向けては、人々の意識の中に根付いた性別による固定的な役割分担意識や性差に関する偏見の解消が必要不可欠であるため、男女共同参画の視点に立った社会慣行の見直しと意識の改革に積極的に取り組みます。

背景

本市では、“男は仕事”、“女は家庭”といった性別によって役割を固定化するような考え方に反対する市民の割合は年々増加してきていますが、依然として4割の市民が現在もこの考え方に賛成しています。

[4] 男女がともに働きやすい環境づくり

……………(基本方針 さがみはら女性活躍推進プラン - 施策の基本方向2)

働きたい人が性別にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮できる環境づくりは、本市の経済の持続的な発展や、企業の活性化という観点から重要であるため、男女がともに働きやすい環境づくりに積極的に取り組みます。

背景

本市には、就業を希望しているにもかかわらず、出産・育児等を理由として求職活動をしていない女性が多くいます。また、育児や介護をしながら働いている女性の多くが、継続して就業することを希望していません。

[5] 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

……………(基本方針 さがみはら女性活躍推進プラン - 施策の基本方向3)

男女がともに仕事と生活を両立し、バランスのとれた生活を送ることは、個人の仕事と生活への充足感につながるとともに、企業においては、生産性の向上や人材の確保が期待されるなど経営戦略としても重要であるため、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進に積極的に取り組みます。

背景

本市は全国に比べ、特に男性が長時間労働となっている傾向があります。また、共働き世帯においては、妻に家事等の分担が偏っている傾向があり、これは、妻と夫の労働時間の差が一因となっていると考えられます。

[6] DVに関する相談及び保護体制の充実

……………(基本方針 さがみはらDV対策プラン - 施策の基本方向1)

配偶者等からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、命に関わる危険を伴う問題でもあるため、被害者の置かれた様々な状況に配慮し、性別や国籍等に関わりなく安心して相談できる体制を充実させるとともに、被害者の状況に応じた保護体制の充実に取り組みます。

背景

本市の配偶者暴力相談支援センターにおけるDVの相談件数は増加傾向にありますが、依然として、DVを受けた経験がある市民のうち、男女ともに半数以上が相談しなかった（できなかった）状況にあります。また、被害者の中には、外国人、高齢者、障害のある人等、様々な背景を有する者が含まれていることや、児童虐待や貧困等の問題を抱えている者もあり、被害者の置かれている状況や希望する支援内容は多様化・複雑化しています。

7 計画の体系

基本方針	施策の基本方向	施策	
あらゆる分野における男女共同参画の推進	1 多様な価値観の反映による男女共同参画の推進 【重点】	政治・行政分野の政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	
		民間における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	
		地域や団体における方針決定過程への女性の参画の拡大	
		男女の地域活動・市民活動への参画促進	
男女共同参画の視点に立った安心な暮らしの実現	2 誰もがいきいきと暮らせる環境づくり 【重点】	ひとり親家庭の生活安定と自立支援	
		高齢者や障害のある人の生活安定と自立支援	
		市民の多文化理解の促進と外国人市民が暮らしやすい環境づくり 性的少数者への理解促進と支援に向けた取組の推進	
男女共同参画の実現に向けた意識改革	3 生涯を通じた健康保持増進への支援	生涯を通じた健康づくりの支援	
		妊娠・出産に関する健康支援	
		健康をおびやかす問題への対策の推進	
男女共同参画の実現に向けた意識改革	4 男女共同参画の視点に立った社会慣行の見直しと意識の改革 【重点】	男女共同参画の意識形成に向けた広報・啓発の推進	
		多様な主体と連携した広報・啓発の推進	
男女共同参画の実現に向けた意識改革	5 教育・学習の場における男女の人権尊重と男女平等の推進	教育・学習による男女平等の推進	
		多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実	
		性の理解・尊重のための教育・啓発の推進	
		若年層を対象とした性的ビジネス被害の防止に向けた啓発の推進 メディア・リテラシーの向上	
働く場における女性の活躍推進 【さがみはら女性活躍推進プラン】	1 民間における女性のキャリア形成の支援	民間における女性のキャリア形成の支援	
		2 男女がともに働きやすい環境づくり 【重点】	雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保の促進
			職場におけるハラスメント防止のための啓発 多様な働き方への支援
働く場における女性の活躍推進 【さがみはら女性活躍推進プラン】	3 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進 【重点】	男女がともに仕事と生活を両立できる環境づくり	
		子育て環境の充実 介護を支える環境の整備・充実	
配偶者等に対する暴力の根絶と被害者への支援 【さがみはらDV対策プラン】	1 DVに関する相談及び保護体制の充実 【重点】	相談支援の充実	
		外国人・高齢者・障害のある人等への配慮	
		一時保護支援と安全確保の充実	
配偶者等に対する暴力の根絶と被害者への支援 【さがみはらDV対策プラン】	2 関係機関・団体との連携・協力及び自立支援の充実	関係機関・団体との連携・協力体制の強化	
		関係機関・団体との連携による自立支援の充実	
配偶者等に対する暴力の根絶と被害者への支援 【さがみはらDV対策プラン】	3 DV根絶に向けた取組の推進	DV根絶に向けた意識啓発等の推進	
		デートDV防止に向けた意識啓発の推進	

第3章 計画の内容

基本方針 あらゆる分野における男女共同参画の推進

施策の基本方向

- 1 多様な価値観の反映による男女共同参画の推進【重点項目】

基本的な考え方

男女が社会の対等な構成員として、政治、行政、民間、地域、消防防災分野等、あらゆる分野に共同して参画することは、将来にわたり豊かで活力ある社会を実現していくために重要なこととなりますが、多くの分野において、女性の参画が十分であるとはいえない状況です。

このため、政策・方針決定過程への女性の参画を拡大し、多様な価値観をあらゆる分野に反映させていくことが必要となります。

地域社会においては、男女ともに多様な住民が様々な活動に参画し、協力して地域の課題等を解決していくことが、地域の活性化につながるものと期待されます。また、一人ひとりが安心して暮らすことのできる地域社会を実現するためには、災害による影響を様々な立場から考慮した消防・防災体制を確立することが重要となります。

成果指標

指標番号	指標項目	基準値 (年度)	目標値 (R9年度)
1	市の審議会等における女性の割合	33.9% (H30)	40.0%
2	市職員における管理職(課長級以上)に占める女性の割合(教職員を除く。)	18.8% (H31)	30.0%
3	教職員の管理職(校長・副校長)に占める女性の割合	35.5% (H31)	40.0%
4	自治会長に占める女性の割合	7.3% (H31)	10.0%

社会のあらゆる分野の指導的地位に占める女性の割合を増やすための取組を推進し、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大を図ります。

また、男女ともに様々な地域活動・市民活動への参画を促進するとともに、災害時における男女のニーズの違い等に配慮するといった男女共同参画の視点に立った消防・防災体制の充実を図ります。

施策1 政治・行政分野の政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

多様な意思を政治・行政分野の政策・方針決定過程へ反映させることにより、市民ニーズのきめ細かな把握や、新しい発想による対応が可能となり、行政サービスのより一層の向上が期待できます。このため、市は積極的に、審議会等や管理職等への女性の登用を推進するとともに、政治分野における男女共同参画の推進に努めます。

No.	内容	主な所管局
1	市の審議会等への女性の積極的登用 審議会等の設置・改選時における女性登用に係る協議や、開催時における保育や日時等への配慮などにより、女性の積極的な登用を推進します。	市民局
2	女性職員の管理職等への登用推進 ワーク・ライフ・バランスの推進、相談体制の整備、研修の充実、幅広い職域への配置等により、本市女性職員のキャリア形成の支援や管理職等への登用を推進します。	総務局 教育局
3	政治分野における男女共同参画の推進 政治分野への女性の参画に関する啓発等を行うとともに、市議会における仕事と生活の両立のための環境づくり等に努めます。	市民局

施策2 民間における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

女性の活躍の重要性に関する理解促進や、女性のキャリア形成の支援を通じて、民間の事業所等における女性の管理職等への登用を促進します。

No.	内容	主な所管局
4	女性の活躍に対する事業所等の理解促進 経営者や管理職等を対象とするセミナーの開催などを通じて、事業所等における女性の活躍の重要性に関する理解を促進します。	市民局 環境経済局
5	事業所等における女性のキャリア形成の支援 研修支援やセミナーの開催等を通じて、働く女性のキャリア形成を支援します。	市民局 環境経済局

施策3 地域や団体における方針決定過程への女性の参画の拡大

自治会等の地域に根差した組織や団体の活動において、リーダーとしての女性の参画拡大を図ります。

No.	内容	主な所管局
6	地域や団体における方針決定過程への女性の参画の拡大 様々な機会を捉えた働きかけを通じて、自治会をはじめとした地域活動団体における会長等の役職への女性の就任を促進します。	市民局 教育局 各区役所

施策4 男女の地域活動・市民活動への参画促進

性別や年齢等の偏りにより、地域における様々な活動の役割が固定化されることのないよう、男女ともに多様な年齢層の地域活動・市民活動への参画を促進します。

No.	内容	主な所管局
7	男女の地域活動・市民活動への参画促進 自治会活動や、NPO活動、ボランティア活動等に関する啓発を行うとともに、学習機会や情報の提供、相談体制の充実を図ります。	市民局 健康福祉局

施策5 消防防災分野への女性の参画の拡大

災害による影響は、性別や年齢、障害の有無等、様々な社会的立場によって異なるため、様々な立場にある人の多様な視点を反映し、災害時における男女のニーズの違い等に配慮した消防・防災体制の充実を図ります。

No.	内容	主な所管局
8	消防における女性の参画拡大 消防吏員について、意欲のある女性はその能力を発揮して役割を十分に果たすことができるよう、女性の採用に向けた積極的な情報発信を行うとともに、職場環境の整備に努めます。 また、地域に根差した消防・防災を担う消防団活動への理解を広め、男女を問わない多様な人材の消防団への参画を促進します。	消防局
9	防災施策への男女共同参画の視点の反映 男女共同参画の視点を地域防災計画に反映するとともに、避難所や自主防災組織の運営への女性の積極的な参画を促進し、多様な視点を反映した防災施策の充実を図ります。	危機管理局

基本方針

男女共同参画の視点に立った安心な暮らしの実現

施策の基本方向

- 2 誰もがいきいきと暮らせる環境づくり【重点項目】
- 3 生涯を通じた健康保持増進への支援

基本的な考え方

男女共同参画社会の実現に向けては、性別をはじめ、年齢、障害の有無、国籍等にかかわらず、誰もが自立して社会に参画し、家庭や地域で安心して生活できることが重要となります。

このため、一人ひとりが置かれた状況により、課題やニーズが異なることに留意しながら、誰もがいきいきと暮らせる環境を充実させていくことが必要となります。

また、男女が互いの人権を尊重しつつ、性差に応じた健康について十分に理解し合い、相手に対する思いやりをもって生きていくことは、男女共同参画社会の実現に当たっての前提となります。

このため、男女の身体や生活習慣の違いに留意し、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)」の視点も踏まえながら、生涯を通じて男女の健康を支援する取組や、性差に応じた健康を支援する取組を推進する必要があります。

成果指標

指標番号	指標項目	基準値 (年度)	目標値 (R9年度)
5	児童扶養手当の受給開始後5年経過者の就労している割合	84.1% (H30)	86.0%
6	自分が健康であると感じている市民の割合	81.4% (R1)	84.3%

それぞれの人が置かれた状況により、課題やニーズが異なることに留意しながら、ひとり親家庭や、高齢者、障害のある人、外国人市民、性的少数者に対する支援等を行い、誰もがいきいきと暮らせる環境の整備を図ります。

施策6 ひとり親家庭の生活安定と自立支援

男女による課題やニーズの違いに留意しながら、世帯や子どもの実情に応じた支援の充実を図ります。

No.	内 容	主な所管局
10	ひとり親家庭の親子が安心して暮らせる環境の整備 安心して子育てをしながら暮らすことができるよう、就業支援や生活支援、経済的支援、子どもへの学習支援を行うとともに、各種支援制度等の情報提供や、日常生活等に関する相談支援体制の充実を図ります。	健康福祉局 こども・若者未来局 環境経済局 都市建設局 教育局

施策7 高齢者や障害のある人の生活安定と自立支援

高齢期に達するまでの働き方やライフスタイルにおける男女の置かれた状況の違いが、生涯所得や健康状況等に現れることに留意し、高齢者が安心して暮らせる環境の整備を図ります。

また、障害に加えて女性であることにより、さらに複合的に困難な状況に置かれている場合があることに留意して、障害のある人が安心して暮らせる環境の整備を図ります。

No.	内 容	主な所管局
11	高齢者や障害のある人が安心して暮らせる環境の整備 就業支援や生活支援を実施するとともに、保健や福祉等に関する相談支援体制の充実を図ります。	健康福祉局 環境経済局 都市建設局
12	高齢者や障害のある人の社会参加の促進 ボランティアや地域活動等を通じて、高齢者の社会参加や生きがいづくりを促進するとともに、各種講座等の開催により、障害に対する理解促進を図り、障害のある人が社会参加しやすい環境の整備を図ります。	健康福祉局

施策8 市民の多文化理解の促進と外国人市民が暮らしやすい環境づくり

言語の違い、文化・価値観の違い、地域における孤立等の困難に加えて、女性であることによりさらに複合的に困難な状況に置かれている場合があることに留意し、多様な文化や価値観への理解の促進や、外国人市民が安心して暮らせる環境の整備を図ります。

No.	内容	主な所管局
13	多文化理解・国際交流の促進 様々なイベントを通じた世界の国々の文化や伝統の紹介、学校、公民館等における異文化紹介の授業などにより、多文化理解・国際交流を促進します。	総務局 市民局 教育局
14	外国人市民が安心して暮らせる環境の整備 多言語での情報提供や相談支援体制の充実、外国人市民が市役所や医療機関を訪問する際のボランティア通訳の派遣、日本の文化、制度等について学ぶ機会や情報の提供などにより、外国人市民も暮らしやすい環境づくりを推進します。	総務局 市民局 こども・若者未来局
15	外国につながる子どもへの学習支援 日本語を母語としない児童・生徒への学習支援の充実を図ります。	教育局

施策9 性的少数者への理解促進と支援に向けた取組の推進

多様な性のあり方を理解し、個性を尊重する教育や啓発の推進を図ります。

また、性的少数者の人たちが自分らしく生活できるよう、生きづらさを解消するための支援体制の充実を図ります。

No.	内容	主な所管局
16	性自認や性的指向に関する理解の促進 性自認や性的指向に関する理解を促進するため、正しい認識が深まるよう啓発を行うとともに、性に関する理解を深め、多様な価値観を認め合う教育を推進します。	市民局 教育局
17	性的少数者への支援体制の充実 性自認や性的指向に関する相談体制を充実させるとともに、当事者の視点に立った支援を行います。	市民局

男女がともに、自分の健康状態に応じた自己管理やライフステージに応じた適切な健康の保持増進ができるよう、総合的な対策を推進し、健康のための情報提供を行うとともに、相談支援体制の充実を図ります。特に女性については、妊娠・出産期における健康支援の充実を図ります。

施策10 生涯を通じた健康づくりの支援

身体的性差等により、生涯を通じて男女が異なる健康上の問題に直面することに留意し、ライフステージに応じた健康の保持増進への支援を行うとともに、生涯を通じた健康づくりのための身体活動を促進します。

No.	内 容	主な所管局
18	ライフステージに応じた保健事業の充実 健康増進に対する意識の向上と、自発的な健康づくりの活動の支援を行うなど、保健事業の充実により、生涯を通じて心とからだの健康づくりを促進します。	市民局 健康福祉局
19	スポーツ活動等の支援と充実 健康増進のため、スポーツ活動やレクリエーション活動の支援を行うとともに、その機会の充実を図ります。	教育局

施策11 妊娠・出産に関する健康支援

妊娠・出産期は、女性の健康にとっての大きな節目であるため、地域において安心して子どもを産み育てることができるよう、妊娠・出産・子育てにわたり切れ目のない支援体制の充実を図ります。

No.	内 容	主な所管局
20	妊娠・出産・子育てにおける支援の充実 妊娠・出産期における健康診査等の支援、相談体制の充実を図るとともに、出産後の育児に関する情報の提供や相談体制の充実を図ります。	こども・若者未来局
21	不妊・不育に関する支援 不妊治療に関する経済的支援を行うとともに、不妊・不育に関する相談体制の充実を図ります。	市民局 こども・若者未来局

施策12 健康をおびやかす問題への対策の推進

男女ともに、心身の健康に影響を及ぼすH I V（エイズ）や性感染症、薬物の使用等を防止するための教育や啓発等を推進するとともに、それらの健康をおびやかす問題に対する相談体制の充実を図ります。

No.	内 容	主な所管局
22	H I V（エイズ）及び性感染症予防対策の推進 H I V（エイズ）及び性感染症予防対策のための体制の充実や、正しい知識の普及を図ります。	健康福祉局 教育局
23	健康をおびやかす問題に関する教育・啓発の充実 喫煙や飲酒、薬物乱用に関する正しい知識の普及を図ります。	健康福祉局 教育局

基本方針

男女共同参画の実現に向けた意識改革

施策の基本方向

- 4 男女共同参画の視点に立った社会慣行の見直しと意識の改革【重点項目】
- 5 教育・学習の場における男女の人権尊重と男女平等の推進

基本的な考え方

男女共同参画社会の実現に向けては、人々の意識の中に根付いた性別による固定的な役割分担意識や性差に関する偏見を解消し、人権尊重を基盤とする男女平等意識の醸成を図るとともに、男女共同参画に関する理解を促進していくことが必要不可欠です。

本市では、様々な機会を捉えた啓発を行ってきましたが、長い時間をかけて形成された性別による固定的な役割分担意識は引き続き存在しており、その解消は容易ではありません。

このため、男女間での意識の差も踏まえ、男性を対象とした啓発事業を重点的に実施するなど、これまで以上に情報発信や啓発事業の内容を充実させる必要があります。また、家庭、学校、地域等あらゆる場において、男女共同参画に対する意識の醸成を図っていくことも必要となります。

成果指標

指標番号	指標項目	基準値 (年度)	目標値 (R9年度)
7	「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」といった考え方に反対する市民の割合	57.0% (H30)	80.0%

男性や若年層を含むあらゆる層に対する情報発信や意識啓発活動を通じて、男女共同参画に関する意識を醸成し、性別によって役割を分担するなどといった社会慣行の見直しや意識の改革を図ります。

施策13 男女共同参画の意識形成に向けた広報・啓発の推進

性別による固定的な役割分担意識を解消し、男女共同参画に関する理解を促進するための広報・啓発活動の推進を図ります。

No.	内 容	主な所管局
24	男女共同参画意識の醸成 市民等を対象に、研修、講座等を実施するとともに、啓発誌やリーフレット、市ホームページ等の各種広報手段を活用して、男女共同参画に関する意識啓発を図ります。	市民局
25	市職員の意識向上の促進 市職員を対象に研修等を実施し、男女共同参画に対する意識の向上を図ります。	市民局

施策14 多様な主体と連携した広報・啓発の推進

あらゆる人が男女共同参画の意義を理解し、その必要性について共感できるよう、多様な主体と連携した様々な広報・啓発活動の推進を図ります。

No.	内 容	主な所管局
26	多様な主体と連携した広報・啓発の推進 市民や地域団体等と連携した広報・啓発活動を推進します。	市民局

男女が互いの性を理解し、尊重し合うことができるよう、また、性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、主体的に自分自身の生き方を選択できるよう、学校教育や生涯学習の場等において、人権尊重とジェンダーの視点からの男女平等に関する教育の推進や学習機会の提供を図ります。

施策15 教育・学習による男女平等の推進

学校教育において、男女平等の理念を推進する教育の充実を図ります。

No.	内 容	主な所管局
27	学校教育における男女平等教育の充実 男女平等の視点に基づく教育・指導の充実や、性差によらない教育環境の充実を図ります。	市民局 教育局
28	教育関係者への研修・啓発の充実 男女平等の理念を推進する教育環境の充実に向けて、教職員等を対象とした研修や啓発活動を推進します。	教育局

施策16 多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実

性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、主体的に自分自身の生き方を選択することができるよう、男女共同参画の視点を踏まえたキャリア教育の充実や学習機会の提供を図ります。

No.	内 容	主な所管局
29	キャリア教育の充実 子どもの頃から男女共同参画の視点に立ち、社会の基本的な仕組みやワーク・ライフ・バランス等の理解を含めた自らの生き方を考え、自立に必要な力を育むキャリア教育の充実を図ります。	教育局
30	多様な学習機会の提供 生涯学習の場において、男女共同参画に関する講座等の学習機会を提供するとともに、市民の自主的な学習や調査・研究活動の支援を行います。	市民局 教育局

施策17 性の理解・尊重のための教育・啓発の推進

次世代を担う子どもたちが、男女ともに互いの性を理解し、尊重し合い、相手を思いやることができるように、発達段階に応じた適切な性教育の推進を図ります。

No.	内 容	主な所管局
31	学校、家庭等における性教育の充実 教育読本の発行や教育活動への指導・助言等を通じて、学校、家庭等における性教育の充実を図ります。	教育局
32	思春期における性教育及び相談体制の充実 性に関わる態度や行動について自ら考えることのできる学習機会や、心身が著しく成長する思春期の悩み、不安に関する相談を気軽にできる体制等の充実を図ります。	こども・若者未来局 教育局

施策18 若年層を対象とした性的ビジネス被害の防止に向けた啓発の推進

若年層を対象とした性的ビジネスは、被害者の心身に深い傷を残しかねない人権侵害となることから、様々な機会や媒体を通じて、防止に向けた啓発を推進します。

No.	内 容	主な所管局
33	性的ビジネス被害の防止に向けた啓発の推進 出会い系サイトやSNS等に起因する売買春や、若年女性の性を売り物とするアダルトビデオ出演強要問題、JKビジネス問題などによる被害を防止するため、様々な機会や媒体を通じた啓発を推進します。	市民局 教育局

施策19 メディア・リテラシーの向上

インターネット等のメディアによる性差別情報が、男女平等を妨げる要因となり得ることを踏まえ、メディア・リテラシーの向上を促進します。

No.	内 容	主な所管局
34	メディア・リテラシーの向上 情報安全モラル教育等を通じて、メディアからの様々な情報を主体的に収集し、判断する能力や、適切に発信する能力の向上を促進します。	市民局 教育局

基本方針

働く場における女性の活躍推進

【さがみはら女性活躍推進プラン】

施策の基本方向

- 1 民間における女性のキャリア形成の支援
- 2 男女がともに働きやすい環境づくり【重点項目】
- 3 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進【重点項目】

基本的な考え方

本市が持続的に発展し、活力を維持していくためには、性別等にかかわらず、一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮し、職場や家庭等あらゆる場面において活躍することのできる社会の構築が必要となります。

また、就業を希望する女性が、その希望に応じた働き方を実現できるよう、社会全体として取り組んでいくことが重要となります。

しかし、本市では、就業を希望しているにもかかわらず、出産、育児等を理由として求職活動をしていない女性が多くいます。また、育児や介護をしながら働いている女性の多くが、継続して就業することを希望しています。

こうしたことから、より一層、男女がともに働きやすい環境づくりへの支援や、子育て環境や介護を支える環境の整備、女性の多様な働き方の支援を推進していく必要があります。

また、男女がともに仕事と生活を両立し、バランスのとれた生活を送ることができるよう、事業所等に対し、さらなる意識啓発を図っていく必要があります。

成果指標

指標番号	指標項目	基準値 (年度)	目標値 (R9年度)
8	事業所における女性管理職の割合	15.0% (H28)	22.0%
9	職場環境における男女の地位が平等になっていると感じている市民の割合	18.8% (H30)	30.0%
10	男性の育児・介護休業の取得について、取得した方がよいと考える市民の割合	90.2% (H30)	基準値を上回る

働く場における女性の活躍を推進するため、事業所等における女性の働き方に関する意識改革や女性のキャリア形成の支援を図ります。

施策1 民間における女性のキャリア形成の支援

事業所等における女性の活躍が推進されるよう、女性の活躍の重要性に関する理解促進や、キャリア形成に関わる支援を図ります。

No.	内 容	主な所管局
35	女性の活躍に対する事業所等の理解促進【再掲】 経営者や管理職等を対象とするセミナーの開催などを通じて、事業所等における女性の活躍の重要性に関する理解を促進します。	市民局 環境経済局
36	事業所等における女性のキャリア形成の支援【再掲】 研修支援やセミナーの開催等を通じて、働く女性のキャリア形成の支援を行います。	市民局 環境経済局

働きたい人が性別にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮することができるよう、雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保の促進や、ハラスメント防止のための啓発、多様な働き方への支援を図ります。

施策2 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保の促進

労働関係法令についての周知や、女性活躍に取り組む事業所への支援等により、男女ともに働きやすい環境づくりを促進するとともに、雇用の分野における問題解決のための相談体制の充実を図ります。

No.	内 容	主な所管局
37	働く場における男女共同参画への理解促進 労働者や雇用主に対し、労働関係法令の周知とその利用を促すとともに、研修支援、情報提供、セミナーの開催等を通じて、働く場における男女共同参画及び女性の活躍推進を図ります。	市民局 環境経済局
38	労働実態調査の実施 労働環境の改善に向けた支援策を検討するため、働く場における男女の実態調査を行います。	市民局 環境経済局
39	事業所の女性活躍推進等に関する取組の促進 女性活躍推進等に取り組む事業所に対する支援を行うとともに、公共調達における受注機会の増大を図り、事業所の自主的な取組を促進します。	企画財政局 環境経済局
40	関係団体等との連携による女性の活躍推進 事業所を含む関係団体等との積極的な連携により、女性の活躍推進に関する協議の実施や、情報、課題等の共有を図ります。	市民局 環境経済局
41	相談支援体制の充実 関係機関と連携し、労働問題の解決のための援助や相談支援体制の充実を図ります。	市民局 環境経済局

施策3 職場におけるハラスメント防止のための啓発

男女ともに個人の尊厳が守られ、対等に働き続けられる職場づくりを推進するため、各種ハラスメントの防止に向けた啓発等を推進します。

No.	内 容	主な所管局
42	職場におけるハラスメント防止のための啓発の推進 セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等の各種ハラスメントを防止するための啓発活動を推進するとともに、事業所等における研修への支援を行います。	市民局

施策4 多様な働き方への支援

女性がその個性と能力を十分に発揮できるよう、就業や再就職、起業といった多様な就業ニーズに応じた支援を図ります。

No.	内 容	主な所管局
43	就業・再就職支援のための講座等の開催 講座等の開催により、就業や再就職、キャリアアップを希望する女性の知識や技能の向上を支援します。	市民局 環境経済局
44	就業・再就職を希望する女性への情報提供・相談体制の充実 関係機関と連携し、就業・再就職に関する情報提供を行うとともに、求職に関わる相談や職業紹介等による支援の充実を図ります。	市民局 環境経済局
45	女性の起業に向けた支援 起業に関する情報や学習機会を提供するなど、事業の立上げに必要な支援を行います。	市民局 環境経済局

事業所等に対する啓発や情報提供、特に男性に対する働きかけや、子育て環境や介護を支える環境の整備・充実により、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進を図ります。

施策5 男女がともに仕事と生活を両立できる環境づくり

男女がともに仕事と生活を両立できる環境づくりを促進するため、事業所等への働きかけを行うとともに、男性の積極的な家事・育児・介護への参画を促進します。

No.	内 容	主な所管局
46	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組の促進 仕事と生活の両立に積極的に取り組んでいる企業の表彰や、セミナーの開催等による意識啓発や情報提供を行うとともに、事業所等における研修の支援などを通じて、事業所等のワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を促進します。	市民局 環境経済局
47	男性の積極的な家事・育児・介護への参画の促進 男性が参加しやすい家事・育児・介護に関する学習機会や情報の提供により、男性の積極的な家事・育児・介護への参画を促進します。	市民局

施策6 子育て環境の充実

安心して子育てができ、男女がともに仕事や家庭に関する責任を担えるよう、多様な保育サービスの提供などを図ります。

No.	内 容	主な所管局
48	多様なニーズに応じた保育サービスの提供 保育を必要とする児童の受入枠の拡大等により、待機児童の解消を図るとともに、利用者のニーズに応じた延長保育や夜間保育、病児・病後児保育等の多様な保育サービスの提供を図ります。	こども・若者未来局
49	子育て支援策の充実 多様化するニーズに応じた子育て支援サービスや、子育てに関する様々な悩みを相談できる体制の充実を図ります。	市民局 健康福祉局 こども・若者未来局 教育局
50	子育て情報の提供と学習機会の充実 情報誌の発行等による子育て情報の提供を行うとともに、講座や研修会の開催を通じた学習機会の充実を図ります。	市民局 こども・若者未来局 教育局

施策7 介護を支える環境の整備・充実

介護による負担を軽減し、男女がともに仕事や家庭に関する責任を担えるよう、介護に関する相談体制や介護サービス等の充実を図ります。

No.	内 容	主な所管局
51	介護に関する相談と情報提供の充実 介護に対する負担感や不安の軽減・解消を図るため、介護に関する相談や情報提供、学習機会の充実を図ります。	市民局 健康福祉局
52	介護サービスの充実 介護サービス基盤の適切な整備や、介護サービスの質の向上を促進するとともに、仕事と生活を両立できる環境づくりへの支援を行います。	健康福祉局

基本方針

配偶者等に対する暴力の根絶と被害者への支援

【さがみはらDV対策プラン】

施策の基本方向

- 1 DVに関する相談及び保護体制の充実【重点項目】
- 2 関係機関・団体との連携・協力及び自立支援の充実
- 3 DV根絶に向けた取組の推進

基本的な考え方

配偶者等からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女が社会の対等なパートナーとして、様々な分野で活躍することを目指す男女共同参画社会の実現を大きく妨げるものです。

このため、DV根絶に向け、あらゆる世代への意識啓発を図るなど、暴力を容認しない社会を目指す必要があります。

また、男女を問わず、被害者が安心して身近な相談窓口で相談できるよう、DV相談窓口をより一層周知するとともに、相談支援の内容を充実させることが必要となります。

さらに、被害者の中には、外国人、高齢者、障害のある人等、様々な背景を有する者が含まれていることや、児童虐待、貧困等の問題を抱えている者もいることから、被害者の置かれている状況や希望する支援内容が多様化・複雑化してきていることにも留意しながら、関係機関や団体等との連携・協力を密にし、支援を行う必要があります。

成果指標

指標番号	指標項目	基準値 (年度)	目標値 (R9年度)
11	夫婦(パートナー)間・交際相手間における次のような行為を暴力と認識する人の割合	74.2%	90.0%
	【身体的暴力】 平手で打つ	48.9%	65.0%
	【精神的暴力】 何を言っても長時間無視し続ける	55.7%	70.0%
	【社会的暴力】 交友関係や電話・メールなどを細かく監視する	70.6%	85.0%
	【経済的暴力】 家計に必要な生活費を渡さない	70.7%	85.0%
	【性的暴力】 見たくないのに、ポルノビデオやポルノ雑誌を見せるといっているのに性的な行為を強要する	84.7%	95.0%
		(H30)	
12	DVに関わる相談場所を知っている市民の割合	68.2% (H30)	76.0%
13	DV被害にあった際、相談した市民の割合	37.6% (H30)	50.0%

被害者の置かれた様々な状況に配慮し、性別や国籍等にかかわらず安心して相談できる体制や、被害者の状況に応じた一時保護支援と安全確保の充実を図ります。

施策1 相談支援の充実

関係機関との緊密な連携や、相談員への研修実施による質の高い相談支援の充実のほか、暴力の被害が個人的な問題として潜在化しないよう、相談窓口のより一層の周知を図ります。

No.	内容	主な所管局
53	<p>相談支援の充実</p> <p>相模原市配偶者暴力相談支援センターにおいて、被害者支援のための相談のほか、加害者からの相談を実施するとともに、関係機関が緊密に連携し、相談者に対する適切な助言や情報提供等の支援を行います。</p>	市民局
54	<p>相談窓口の周知</p> <p>市のホームページ、リーフレット等様々な媒体を活用し、被害者に配慮した相談窓口のより一層の周知を図ります。</p>	市民局
55	<p>職員のスキルアップ</p> <p>相談窓口において、被害者、加害者等を問わず、相談内容に応じた適切な対応ができるよう、関係機関が実施する研修への参加等により、相談員のスキルアップを図ります。</p> <p>また、被害者に対する適切な対応により、二次的被害を防止するため、被害者の支援に携わる関係部局の職員への研修の充実を図ります。</p>	市民局

施策2 外国人・高齢者・障害のある人等への配慮

外国人、高齢者、障害のある人等、様々な被害者へ配慮した支援を図ります。

No.	内容	主な所管局
56	<p>外国人被害者への配慮</p> <p>市民相談等を行う窓口において、多言語に対応した相談支援を行います。</p>	市民局
57	<p>高齢者や障害のある人への配慮</p> <p>高齢者や障害のある人が適切な支援を受けられるよう、関係機関が連携し、迅速な対応を行います。</p>	健康福祉局
58	<p>男性被害者等への配慮</p> <p>相模原市配偶者暴力相談支援センターにおいて、性別を限定せず相談支援を行います。</p>	市民局
59	<p>性的少数者への配慮</p> <p>相模原市配偶者暴力相談支援センターにおいて、同性同士を含むパートナー間におけるDV被害への相談支援を行います。</p>	市民局

施策3 一時保護支援と安全確保の充実

被害者の状況に応じた一時保護支援と安全確保の充実を図ります。

No.	内 容	主な所管局
60	一時保護支援と安全確保の充実 被害者に緊急避難の必要があると認められた場合には、神奈川県配偶者暴力相談支援センターや警察との連携・協力により、一時保護による被害者の安全確保を図るほか、被害者に子どもがいる場合は、相模原市配偶者暴力相談支援センターと児童相談所の連携等により、子どもの安全確保を図ります。	市民局
61	住民登録等の支援 住民基本台帳事務における支援措置等により、被害者の保護を図ります。	市民局 各区役所

子どもの目の前で家族に対して暴力をふるうことは、児童に対する心理的虐待に当たるとされており、DVと児童虐待は深く関連しています。また、高齢者に対するDVは高齢者虐待とも関連しているなど、DVは他の様々な問題と関連しています。このため、被害者が適切な支援を受けられるよう、関係機関・団体との連携・協力を図ります。

施策4 関係機関・団体との連携・協力体制の強化

DV対策の充実に向け、関係機関・団体との連携・協力体制の強化を図ります。

No.	内 容	主な所管局
62	関係機関・団体との連携・協力体制の強化 被害者の保護及び自立支援の充実のため、会議や意見交換会といった機会を通じて、市、関係機関・団体の連携・協力体制の強化を図ります。	市民局
63	民生委員・児童委員等への研修・情報提供 被害者を早期に発見し、相談や保護につなげるため、地域に密着した活動をしている民生委員・児童委員等へ、DVに関する研修や情報提供を行います。	市民局

施策5 関係機関・団体との連携による自立支援の充実

被害者の状況に応じて、関係機関・団体との連携による自立支援の充実を図ります。

No.	内 容	主な所管局
64	関係機関・団体との連携による自立支援の充実 関係機関・団体との連携により、住居の確保や就労支援等、被害者の状況に応じた切れ目のない支援を行うとともに、必要かつ適切な情報を提供します。	市民局

思春期や青年期といった若い世代を含めたあらゆる世代、あらゆる人に対し、DVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であること等の意識啓発を図り、DV根絶に向けた取組を推進します。

施策6 DV根絶に向けた意識啓発等の推進

DVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるため、その根絶に向けた意識啓発等を図ります。

No.	内 容	主な所管局
65	DV根絶に向けた意識啓発の推進 DVに対する正しい理解を広めるため、多様な機会や媒体を通じて、市民への意識啓発を図ります。	市民局
66	DV対策の充実に向けた情報収集 DV対策の充実のため、被害者支援や加害者対策に関する国や他自治体、民間団体等の調査研究、取組状況等の把握に努めます。	市民局

施策7 デートDV防止に向けた意識啓発の推進

思春期や青年期の若い世代を対象に、デートDV防止に向けた意識啓発を図ります。

No.	内 容	主な所管局
67	デートDV防止に向けた意識啓発の推進 デートDVの防止に向け、様々な機会や媒体を通じて、思春期や青年期の若い世代への意識啓発を図ります。	市民局

第4章 計画の推進に当たって

1 推進体制

(1) 推進拠点・機能

相模原市立男女共同参画推進センター（愛称：ソレイユさがみ）

男女共同参画社会の実現を図るための拠点施設です。

市民等に対し、広く男女共同参画を推進するために、講座、講演会等の開催、市民団体の活動支援、相談事業等、様々な事業を実施します。

相模原市配偶者暴力相談支援センター

配偶者等に対する暴力の根絶と被害者への支援を行うための総合機能です。

関係機関・団体と連携し、DVに関する相談支援や、研修、啓発活動等を行います。

相模原市男女共同参画専門員

市長から委嘱され、男女共同参画に関する意見等の申出への対応を行う非常勤特別職です。

本市が実施する男女共同参画の推進に関する施策、男女共同参画の推進に影響を及ぼす施策等について、市民等からの意見や相談等の申出を受け付け、必要な調査を行い、必要に応じて助言や是正の要望等を行います。

(2) 附属機関・庁内の推進体制

相模原市男女共同参画審議会

学識経験者、公募市民及び関係団体の代表者により構成される市の附属機関です。

条例第10条に規定する基本計画の策定や男女共同参画の推進に関する重要な事項について、市長の諮問に応じて調査審議等を行います。また、施策の実施状況等について本審議会へ意見を求めながら、本計画をより効果的に推進していきます。

男女共同参画・女性活躍推進会議

関係各課・機関の所属長等により構成される庁内会議です。

関係部局間の総合調整や、連携の強化を図りながら、本計画の考え方を本市のあらゆる施策に反映させ、本市における男女共同参画関連施策を総合的かつ効果的に推進します。

人権・男女共同参画職場推進員

全所属長を人権・男女共同参画職場推進員に位置付け、所属職員への意識啓発をはじめ、市政のあらゆる分野の施策や事業等への積極的な人権及び男女共同参画の視点の導入を推進します。

(3) 多様な主体との連携・協働

特定非営利活動法人男女共同参画さがみはらをはじめ、市民や事業者、NPO、大学等の多様な主体と連携・協働することにより、それぞれの特性や情報、資源を活用した施策展開を進めます。

2 点検・評価

(1) 事業の点検・評価・公表

毎年、本計画に基づく施策の推進状況について報告書を作成し、相模原市男女共同参画審議会から評価等を受けた上で、これを公表します。

(2) 数値目標

男女共同参画社会の実現に向けて、本計画をより実効性のあるものとし、施策の推進状況をより明確にするため、基本方針ごとに成果指標を設定します。

基本方針	指標番号	指標項目	基準値 (年度)	目標値 (R9年度)
基本方針 あらゆる分野における 男女共同参画の推進	1	市の審議会等における女性の割合	33.9% (H30)	40.0%
	2	市職員における管理職(課長級以上)に占める女性の割合(教職員を除く。)	18.8% (H31)	30.0%
	3	教職員の管理職(校長・副校長)に占める女性の割合	35.5% (H31)	40.0%
	4	自治会長に占める女性の割合	7.3% (H31)	10.0%
基本方針 男女共同参画の視点 に立った安心な暮らし の実現	5	児童扶養手当の受給開始後5年経過者の就労している割合	84.1% (H30)	86.0%
	6	自分が健康であると感じている市民の割合	81.4% (R1)	84.3%
基本方針 男女共同参画の実現 に向けた意識改革	7	「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」といった考え方に反対する市民の割合	57.0% (H30)	80.0%
基本方針 働く場における女性の 活躍推進 [さがみはら女性活躍 推進プラン]	8	事業所における女性管理職の割合	15.0% (H28)	22.0%
	9	職場環境における男女の地位が平等になっていると感じている市民の割合	18.8% (H30)	30.0%
	10	男性の育児・介護休業の取得について、取得した方がよいと考える市民の割合	90.2% (H30)	基準値を 上回る
基本方針 配偶者等に対する 暴力の根絶と 被害者への支援 [さがみはらDV 対策プラン]	11	夫婦(パートナー)間・交際相手間における次のような行為を暴力と認識する人の割合	74.2%	90.0%
		【身体的暴力】 平手で打つ	48.9%	65.0%
		【精神的暴力】 何を言っても長時間無視し続ける	55.7%	70.0%
【社会的暴力】 交友関係や電話・メールなどを細かく監視する		70.6%	85.0%	
【経済的暴力】 家計に必要な生活費を渡さない		70.7%	85.0%	
【性的暴力】 見たくないのに、ポルノビデオやポルノ雑誌を見せる いやがっているのに性的な行為を強要する	84.7% (H30)	95.0%		
12	DVに関わる相談場所を知っている市民の割合	68.2% (H30)	76.0%	
13	DV被害にあった際、相談した市民の割合	37.6% (H30)	50.0%	

第3次さがみはら男女共同参画プラン 推進体制図

男女共同参画社会の実現

『第3次さがみはら男女共同参画プラン』の推進

施策の実施

点検・評価
年次報告書の作成

公表

施策へのフィードバック

相模原市

相模原市男女共同参画審議会

諮問・報告等

答申・評価等

事務局（人権・男女共同参画課）

< 庁内体制 >

男女共同参画・
女性活躍推進会議

人権・男女共同参画
職場推進員

< 相模原市立男女共同参画推進センター >
（愛称：ソレイユさがみ）
男女共同参画推進の拠点施設

< 相模原市配偶者暴力相談支援センター >
DVに関わる相談支援等

< 相模原市男女共同参画専門員 >
有識者等による男女共同参画施策の
相談・意見受付

連携・協働・協力

市民・事業所・NPO・大学等

国・神奈川県・関係機関等